

平成17年3月10日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	12 番	岩吉泰彦
2 番	伊東茂	13 番	井手常道
3 番	福井正	14 番	青木幸平
4 番	水頭喜弘	15 番	中村清
5 番	橋爪敏	16 番	谷口良隆
6 番	山口瑞枝	17 番	中島邦保
7 番	中村雄一郎	18 番	吉田正明
8 番	橋川宏彰	19 番	谷川清太
9 番	森田峰敏	20 番	松尾征子
10 番	北原慎也	21 番	中西裕司
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	田中義明
局長補佐	坂本芳正
管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	坂	本	博	昭
産業部	長	山	口	賢	治
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	山	本	克	樹
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		堤		節	代
税務課	長	北御門		敏	則
福祉事務所	長	平	石	和	弘
保険健康課	長	井	手	讓	二
農林水産課	長	中	橋	孝	司郎
商工観光課	長	福	岡	俊	剛
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
まちなみ活性課	長	松	浦		勉
水道課	長	井	手	清	治
収入役職務代理者 会計課	長	森		久	幸
教育	長	小野原		利	幸
教育次長兼庶務課	長	北	村	和	博
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
同和対策課長兼 生涯学習課参事		谷	口	秀	男
農業委員会事務局長		一ノ瀬		健	二
監査委員事務局	長	安	富	弘	信
監査委員		江	口		徹

平成17年3月10日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第8号 | 鹿島市収入役の事務を助役に兼掌させる条例の制定について（質疑、討論、採決） |
| 日程第2 | 議案第9号 | 鹿島市税条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第3 | 議案第10号 | 鹿島市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第4 | 議案第11号 | 県営急傾斜地崩壊防止工事の負担金に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第5 | 議案第12号 | 平成16年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第6 | 議案第13号 | 平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第7 | 議案第14号 | 平成16年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第8 | 議案第15号 | 平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第9 | 議案第16号 | 平成16年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第10 | 議案第17号 | 平成16年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第11 | 議案第18号 | 市道の路線変更について（質疑、討論、採決） |
| 日程第12 | 議案第19号 | 公有水面埋立によって新たに生じた土地の確認について（質疑、討論、採決） |
| 日程第13 | 議案第20号 | 公有水面埋立に伴う字の区域の変更について（質疑、討論、採決） |

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

お諮りいたします。議案第8号から議案第20号までの13議案は、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第8号から議案第20号までの13議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第1 議案第8号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第1．議案第8号 鹿島市収入役の事務を助役に兼掌させる条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

議案第8号 鹿島市収入役の事務を助役に兼掌させる条例の制定について申し上げます。

議案書は8ページから10ページでございます。

まず、8ページをごらんいただきたいと思います。

提案理由でございますけれども、これまでは地方自治法の規定で市においては収入役は設置義務がありましたけれども、10万人未満の市では収入役を置かず、市長、または助役をしてその事務を兼掌させることができるといった改正がなされましたので、今回、条例の制定をお願いするものでございます。

9ページをごらんください。

このページの上段の方には、今回制定いたします条例を掲載いたしております。第1条、第2条で構成をしております。

同じ9ページのその下の附則でございますけれども、施行期日を本年の4月1日からとしております。

以下は今回の条例制定に伴いまして関係する条例の改正を記載しておりますが、これはいずれも「収入役」という文言を削除、もしくは「助役」に改める内容になっておりますので、説明は省略させていただきます。

なお、10ページにつきましても同じような内容でございます。

なお、別冊の説明資料にも1ページから3ページにつきまして掲載をいたしておりますけれども、先ほど申し上げました関係条例の改正内容を新旧対照表として掲載をいたしておりますので、説明は省略をさせていただきたいと思います。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾です。総務委員会での協議もありました。私も総務委員ですので、その場でも質問をいたしました。あえて再度質問していきたいと思いますが、今回、収入役の席がなくなるということですが、一つは、私は今のこの財政難の時期に収入役の果たす役割というのは大きなものがあると思うんですね。そういう場合に収入役を廃止するということがどういう状況になるのかなということ非常に心配します。と申しますのは、即助役がそのまま収入役の仕事をするということになるわけで、そういうことになりますと、助役としての本来の仕事の取り組みがどうなっていくのかということと、助役に対する仕事の負担というような中で十分な仕事ができないんじゃないかという心配もあります。そういう中で、こういう形でスムーズにいくのかどうかですね。確かにこれまでも空席の中でやられてはおりますが、ただ単なる空席というのと今回は違って、はっきりと助役にその任務が行ったわけですね。そういう中でどうなのかということで、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

お答えをいたしたいと思います。

まず、収入役の大きな任務というのは、一つは、いわゆる会計事務を独立して処理、チェックをするという重要な任務がございます。それをあえて助役に兼掌させるということ、そのことが1点だと思えます。このことは我々は今の大きな課題、例えば、新幹線の問題なり、それから、これは状況が変化してきていますけれども、合併の問題なり、そういったところを総合的に判断して、今回収入役を廃止するという決断に踏み切ったと、そういうふうな背景でございます。

それから、助役に負担が非常に大きくなるんじゃないかというふうなことでございます。確かに伝票決裁だけで年間4万2,000件、これをすべて収入役が決裁をしていただいていたという背景がございます。これはそのまま助役に持ってきたら大変だというようなことで、一つは、会計課長に今までの事務も専決規定を設けて、かなり、ほとんどじゃないんでしょうけれども、大部分で会計課長に決裁権を与えると、そういうふうな内容に改正をしていきたいと。これは規則で改正をしていきたいというふうに思っています。

それから、収入役が会議にかなり出られておったのかなという調査もいたしましたけれども、全国規模の会議では全国都市収入役会というのがあり、これは年1回ですけれども、17年度は出席しないというふうな予定になっておったそうでございます。それから、あと九州都市収入役会とか佐賀県都市収入役会とか、あとは組合施設関係の会議が年間何回かあると、そういった形でございますから、負担は確かに来るとは思いますけれども、できるだけ軽減を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

財政との絡みでまず申されましたが、会計、いわゆる出納というのが収入役の仕事でして、財政の方は市長部局でいたしますので、これはもともと区切りがついていると思っています。それから、昨年の6月から収入役を置かないで、いわば今日からいけば試行期間としてこの間を考えてみますときに、これで十分やれるという判断もいたしたところでありませう。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

もちろん財政そのものに直接は云々はないと思いますが、やっぱり会計課の方でのいろいろなチェックの問題とかいろいろあると思いますが、そこをいかにうまくやるかやらんかで、今、一銭でも余計確保したいというふうな中でやはり大きな影響はあると思うんですよね。そういう面で、私は非常に重要ではないかと思っています。

それと、やっぱりいかに専決規定を設けてといても、その分の仕事の負担は来ると思いますから、そういうことはないと思いますが、助役の仕事が中途半端と言ったら言い過ぎかわかりませんが、そういうことになったら私はよくないんじゃないかと思っています。

一つお尋ねします。先ほど市長が6月から既に空白の中でやってきたということですがね、こういうことになると、助役への負担というより、今度は会計課長への負担が大きくなると思いますが、会計課長、お答えください。どうでしょうか、この間、収入役いらっしやらないで直接担当されてきたと思いますが、これまではただ単に空席ということであながその代役をされてきたわけですが、専決規定が設けられて、それだけの責任というのにもかかってくると思うんですよ。精神的、体力的、いろんな面でその負担というのはこれまで以上なものになると思いますが、あなたのお考えをお聞かせいただきたい。これまでの会計課長として収入役空白の席を取り組んでこられた問題点もあるんじゃないかと思いますが、その点ありましたらお答えいただきたいと思っています。

○議長（小池幸照君）

森会計課長。

○会計課長（森 久幸君）

お答えいたします。

昨年の6月から私が収入役代理として、ちょっと何カ月ですかね、今月までで10カ月ぐらいますけど、やってきましたけど、代理ということでいろいろずっと大変な面もありました。でも、今回、4月からですけど、代理を外れますので、専決規定等を設けるというこ

とでございますが、その分でもた大変なことだと思っておりますけど、専決規定自体は課長専決の範囲内ぐらいの専決規定でございますので、その辺は問題ないんじゃないかなと思っております。今までと変わらないような内容でございますので、その辺はいいんじゃないかなとは思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

会計課長は今までと変わらないような内容だからということで、御本人さんがそうおっしゃっていますからね、いいんじゃないかと思いますが、ただ、やっぱりはっきりと専決規定が設けられて、これまで以上に収入役の代理的な責務は大きいと思いますね。そういう面では、ちょっと私自身はいろんな面で、特に体の問題だとか、それから精神的な問題だとかね、やっぱりしわ寄せが来るんじゃないかという心配はします。

じゃ、今、私が会計課長にお尋ねしたと同じような形で、助役いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

4月から助役の兼掌ということになることでお願いをいたしておりますが、確かに今までは専任の収入役がいて、内容のチェックをするというようなことで、その分についての業務というのはなかったわけですけども、今、会計課長が申し上げますように、通常範囲の業務と言ったら語弊がありますが、課長権限でできる範囲の業務については、すべて会計課長が決裁できるというような規定の中で今回取り扱いをするわけですので、負担は幾らか重くなるとは思いますが、私の兼掌の中でもできるというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

最後にします。助役にしても、会計課長にしてもそうですが、本来の業務がおろそかにならない、言い過ぎかもわかりませんがね、そのことで問題が起きないように十分に気を使いながら仕事に取り組んでいただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにございますか。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

ただいまの松尾議員との関連した部分もあるかもわかりませんが、確認だけいたしておきたいと思います。

収入役というのは、本市の会計の一切を最高権者である市長の執行から独立をさせて、公平性を確保するために設置をされてきたものというふうに思っておるわけなんです、そういった点からいけば、助役の兼任ということになりますと、市長の女房役がチェックを果たすということになるわけで、権力者側に一步近づく結果になるわけですね。その独立性の確保という観点から、別に何か対策なり、それを担保する何かの手だてを考えられておるかどうか、そこら辺お尋ねをいたします。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

我々は何か問題があるのかなという認識しております。ですから、問題はないというふうに認識をいたしておりますけれども、ただ、法的な面が一つありましたので、そこはクリアしなくちゃいけないというのが一つあります。というのは、地方自治法で市長と収入役の関係というのは、親戚であってはいけない、親子であってはいけないとか、兄弟であってはいけないとかといった縛りは明確に規定してありますから、いわゆる今度の助役が兼掌しますが、助役と市長の関係はそういう関係ございませんので、法的には問題はないというふうに思っております。そういうふうな認識しております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

さきの全協でも私はそのことを指摘しておったわけなんです、収入役の選任には一定の縛りがあると。何親等以上でなければならないとか、そういうふうなことでございまして、助役の選任は市長の指名で行われるわけですね。だから、今日のような客観的に公平な行政がやられているときは問題ないと思います。しかし、これを悪用しようと思えばできないことはないことになるわけですね。悪く考えれば、法律の規定の範囲内で助役を指名して悪用しようと思えばできないこともないと。こういう制度を変えるときには、最悪の場合をやっぱり想定すべきだと思いますね。そういった点での担保を私はぜひ何らかの形で検討しておくべきではないかということをお聞きしたいというふうに思います。

ただ単に、ただいま会計課長の事務処理上どうかと助役の業務上どうかという事務処理上の問題ではないと思います。それは可能だと思いますね。今の構造改革、機構改革を考えれば、ごく自然の形としてあってもおかしくはないと。しかし、その独立性の確保という観点が一番問題だろうと、そういうふうにご考慮をいたしまして、その点での特段の配慮、目に見える形での一つの担保をしておくべきではないかというふうに御忠告というのですか、要望を申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

御指摘の件は十分理解できるわけです。ただ、先ほど山本総務課長の方から申しましたように、10万人以下は兼務できるというふうに法律改正があったと。したがって、法律改正の段階でも、今御指摘になったようなことを十分考慮といいますか、議論もなされたでしょうし、そのことをまたわかりながらの法律改正だったと思うんです。したがって、その制度上のわずかの欠陥というのはやっぱり確かにあります。しかし、それは人間力といいますか、人間の公正な運用を前提とすれば問題なしとすることで、これこれ以外は兼掌していいと、こういうふうなことになったんじゃないかと思しますので、私どももそのあたりのことは十分注意をしながら運営をしていく必要があるというふうに思っています。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

先ほどから会計の独立性ということを言われていますけど、その観点から私もちょっと気になったんです、この第2条が特に。助役に事故があった場合は市長が兼任すると、その点がどうもひっかかるわけなんですけど、監査の方から江口先生、これはどんなですかね。全国によその例、町とかなんとかはこういう例になっているんですかね。ちょっとお尋ねします。

○議長（小池幸照君）

江口監査委員。

○監査委員（江口 徹君）

中村議員の質問にお答えしたいと思いますけど、今の質問の件についてはちょっと十分には調べておりませんので、資料を持ち合わせておりません。早速事務局の方に問い合わせて、その辺のことを調べさせたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

今度の改正の内容をちょっと読み上げてみたいと思います。改正後でございます。「市町村に収入役1人を置く。ただし、政令で定める市及び町村は、——この政令というのが10万人未満の市のケースに入ります。そういう場合は——条例で収入役を置かず市町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。」ということですから、第2条の内容はそこを踏まえた流れになっているというように思っております。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

じゃ、市町村長ということは、市長でもいいわけですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

はい、もう言うことはありません。

○議長（小池幸照君）

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第8号 鹿島市収入役の事務を助役に兼掌させる条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第8号は提案のとおり可決されました。

日程第2 議案第9号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2、議案第9号 鹿島市税条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

議案第9号 鹿島市税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、不動産登記法の全部改正に伴い、市税条例の一部を改正する条例でございます。

それでは、議案説明資料の4ページをお開きください。

これは今回お願いする条例の新旧対照表でございます。改正の要点のみ申し上げます。

第54条第2項及び第5項は語句の修正でございます。

6ページをお開きください。

第72条は不動産登記法の全部改正に伴う引用条項の修正であります。

第90条は身体障害者等に対する軽自動車税の減免規定で、身体障害者の方の便宜を図るた

め、これまでは毎年申請をしていただいておりますけれども、手続を一回すれば、変更がない限り減免を継続できるように第4項を追加するものであります。

第134条は入湯税の課税免除についてでございますが、これまででも同じ取り扱いをしてきたところですが、今回、第4項を追加し、明文化するものであります。

補足説明をいたしますが、第4項の中にある「しゃし性」の奢侈とは、ぜいたくという意味でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第9号 鹿島市税条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第9号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第10号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3. 議案第10号 鹿島市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

議案第10号 鹿島市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書は13ページ、14ページでございます。

提案理由は、中小企業融資制度につきましては、佐賀県信用保証協会を通じて金融機関に預託し、運転資金 5,000千円、設備資金 7,000千円を限度として市内の中小企業者の方に融資しておりますが、平成17年4月のペイオフの全面解禁を受け、佐賀県保証協会より金融機関へ直接預託してほしい旨の申し出があり、金融機関への直接預託に変更するため、当条例

を改正、整備いたすものでございます。

議案説明資料にて説明を申し上げます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

鹿島市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例新旧対照表でございますが、第2条におきまして、従前、佐賀県保証協会に貸し付け、保証協会より融資機関に預託していたものを、今回、市より融資機関への直接預託に改正いたしております。

第6条第1項第6号につきましては、「保証協会の保証」を「佐賀県信用保証協会の保証」に改正いたしております。

第8条につきましては、条番号のみ残っていたものを今回すべて削除いたしております。

第11条、貸付金の返還につきましては、融資機関との覚書の中で表記いたしますので、今回削除いたしております。

その他の条項につきましては、条項の削除に伴う条番号の繰り上げでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま説明がありましたが、この貸し付けについてちょっとお尋ねをしたいと思いますのは、今、例えば 5,000千円、7,000千円という数字が出ておりますが、少額の貸し付けについてもなかなか必要と思う人が借りられないという、一番必要とする人が借りられないというような状況があるわけですね。そういう面で、私もちょっとここでわかりませんが、極端に言いますと、市の貸付制度ですので、例えば、担当課に来て、緊急に必要な場合にはそこの対応が即できるような、そういう措置が私は今の状況の中で必要だと思うんですが、それはできないわけでしょう。結局、金融機関との直接のものだと思いますからね。金融機関がやってくれないと、本当に必要な、今 1,000千円、2,000千円のお金があれば何とかするというような人たちがどうにもできないと。結局、そういう人たちがあってはならない高利のお金を借りて、いよいよどうにもできなくなるというような現状を私も目の前に見てきておりますが、そういうところの取り扱いをもう少し市に駆け込んで、その場ででもある程度の状況ができれば貸し付けができるというようなことにはならないんでしょうか、その辺お尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

今の制度は中小企業の場合が 5,000千円、7,000千円ということで、これは融資制度自体は事務委託の方で商工会の方へ一応お願いしていますので、商工会の方が窓口になってもらっています。ほかに私の方でやっていますが、あとは労働金庫を利用してもらう分で勤労者の福利厚生資金とか、あとは住宅・教育・生活向上資金等がございますので、こういうふうなものを利用していただければと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

商工会に委託をされているということはよくわかっておりますし、そのことで以前も私はいろいろ問題にぶち当たったことがありますかね、やっぱりせつかく市の制度としてやっておりますので、本当に市の方に御相談にいられて手だてができるような、それは10,000千円も20,000千円もということになればいろいろあると思いますが、例えば、駆け込みで何とか救えるのなら、そういう対応をするということが私は大事だと思うんですね。以前、本当に私も商工会等の関係で嫌な目に遭いましたけどね、もう内容は言いませんが、せつかくわずかの資金で立ち直ることができるだろうという人たちがいろんな制約の中で救われないと。何のために市のこういう制度があるんだろうかというようなこともありましたので、今後やっぱりその辺は市が直接やっているわけですから、そのようなことができるような対応も私は考えていっていただきたいと思えます。

もう一つお尋ねします。

私はよくわかりませんので、今回この改正をすることによってだれが一番便利というのですか、よくなるんですか。ずばり聞きますかね、このことで借りる人たちがよくなるのか、貸す人がいいのか、市がいいのか、そこのところをお聞かせください。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

今回の改正は、従前は鹿島市から佐賀県信用保証協会、それから保証協会から市内の金融機関へお金を貸し付けて、そこから中小企業の方へ融資をしていたんですけど、今回は佐賀県信用保証協会を一つ抜けまして、真つすぐうちから市内の金融機関へ預託をするということです。これによって特別だれが損得するということとはございません。借りる方も今までどおりの条件であるし、金融機関の方も今までどおりの条件であると思えます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

20番議員の御質問にお答えしますが、今回の改正は中身がいろいろ変わるということではなくて、預託金がペイオフ等でなくなったりするというおそれがあるわけですから、そういう面を保護するために直接金融機関等に預託をすると、そういう形になったわけでございます。

それから、その他にいろいろ便宜等のことができないかということでもございましたが、これにつきましては別段で検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

おかしな質問をしたかも知れませんがね、私は銀行がよかかなと思っておりますし、借りる人にとっては銀行の都合でチェックがされて、銀行の都合によって借りたり借りられない人が出てくる心配があるんじゃないかなという気もしておりますが、そこはもしそうだとすればやっぱり許せないことですので、その辺については行政がどう対応されていくかということに——私は素人ですから、その辺はわかりませんよ。頭をかしげていらっしゃいますがね、もしかするぎと思ひよんさるかも知れませんがね、そういうことで、以上は申しませんが、やっぱり制度としてこういうのがありますから、今の時期ですから、より十分に活用されるような対応をしていただく。そのために目を光らせていただくことをお願いして、終わりたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。2番伊東茂君。

○2番（伊東茂君）

2番伊東です。この件でございますが、今課長の方から説明をいただきまして、特別これがお金の流れが、一たん保証協会を抜けて、そのまま金融機関に行くということで、そんなに影響はないなという気はしております。

ただ、これに関連してですが、この中で貸し付けの決定というところの第8条に「市長は、融資の申込みがあったときは、貸付けの可否を決定し、速やかに申込人に通知しなければならない。」先ほど松尾議員からも質問がありましたが、私もこの融資制度、特に中小企業並びに商業、商店街とか、そういうふうに行っている人たちは本当にこれは必要な制度だろうと私は思っております。ただ、先ほども松尾議員からも質問があったように、この決定のほとんどが銀行もしくは商工会議所に委託をされているんじゃないか。そこでの決定、もちろんこれの融資を決定する際は前年度の確定申告並びにさまざまな書類が必要になってき

ます。もう少しこのあたりが簡素化できて、そして、本当に地元の中小企業、商業者を救うためにも、もう少し簡単な運用の仕方というのを考えられないのか質問をしたいと思いません。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

今の制度では、確かに預託している分の融資する場合は銀行の方の条件等がございます。それから、あとは事務的なものは一応商工会の方へお願いをしているということでございまして、その中で条件に見合った方に中小企業融資を融資しているということでございまして、その推進については私どももやっぱり一生懸命頑張っていかなければならないと思っておりますけど、今言われたようなまた別途ということであれば当然、例えば、新たなものを考えるとかということも必要ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

課長からの答弁、それしかないかなと私も思っておりますが、しかし、本当に、これは運転資金が5,000千円、設備資金が7,000千円と、それ以下でもやっぱり1,000千円、2,000千円というのを何とか月末にという方が非常に多いわけですね。その中で非常に今これの決定までに時間がかかり過ぎる。もちろんそれは何年か前までの売り上げの確定申告等のそういうふうな書類を提出しなければならないのは制度的にはそうなんだろうが、もう少しこれを簡素化して、何とかせつかくこういうふうないい制度があるんですから、簡単というか、もちろんそれは保証人等が必要かもわかりませんが、時間的にもう少し、多分これを決定するまでに普通1カ月近くかかっていると思うんですよ。貸し付けを希望する方は1カ月というのは非常に長過ぎます。もう少し短くできるようにまた考えていただきたいということで、質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

2番伊東議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、貸し付けにつきましては当然市がすべきことでございますけど、委託業務ということで、その契約書を緻密に交わしております。ただ、やはり市から預託を受けた者ということで、慎重に審査等をされておるんじゃないかと、そういうふうに思っております。ただ、

事務の流れ等につきましては、今言われるようにいろいろ時間がかかるようであれば、再度その事務の流れ等について検証をしてみたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第10号 鹿島市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第10号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第11号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4．議案第11号 県営急傾斜地崩壊防止工事の負担金に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

議案第11号 県営急傾斜地崩壊防止工事の負担金に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

今回この条例を御提案いたします理由は、昭和42年度から制度化され実施されてまいりました県単の急傾斜地崩壊防止事業の事業主体が平成17年度から県から市町村に移行されることに伴い、条例の一部改正が必要となったために御提案させていただくものでございます。

平成16年度までの急傾斜地崩壊防止工事は、国の補助を受けて都道府県が施行する事業と、この補助要件を満たし得ず、急傾斜地の高さが5メートル以上であることなどの要件を満たした場合は県の単独事業で県が施行してきたものとの二つの事業で進捗が図られてまいりました。このうち国の補助事業につきましては、これまでどおり県が施行するわけですが、国庫補助の対象とならず、先ほど御説明しました県単で行っていた急傾斜地崩壊防止事業を平成17年度より市町村で行うよう求められているものでございますので、そのための条例改

正案でございます。

それでは、改正案の御説明をさせていただきます。議案書は15ページから16ページでございますが、説明資料の10ページから11ページで説明させていただきます。

説明資料の10ページをごらんください。条例の新旧対照表となっております。

まず、題名でございますが、今年度まで県単独で行われてきた急傾斜地崩壊防止事業が来年度より市町村に移行することに伴い、「県営急傾斜地崩壊防止工事の負担金に係る分担金徴収条例」から「県営」という言葉を外し、「鹿島市急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例」に変更いたすものでございます。

また、第1条において、県から市への移行により市も事業主体となるため、「県又は市が行う急傾斜地崩壊防止工事の費用」と変更させていただくものでございます。

第2条から以下につきましては、これまでと内容の変更等が伴うものではなく、条文の整理を行ったものでございますので、説明を省略させていただきます。

また、この条例改正の内容とは直接関連はございませんが、この市への事業の移行とともに、事業費に対する県の負担割合の変更がなされておりますので、御説明をさせていただきたいと思っております。

県単独の急傾斜地崩壊防止事業の県の負担割合は、事業主体であった県が昭和42年度から平成12年度までは事業費の90%、13年度から16年度までは事業費の80%を持っていましたが、17年度、来年度からは県費補助金として50%を持つということとして、今年度よりも30%削減されることとなっております。このことに伴いまして、これまで県費負担の残りの事業費を市と地元とで2分の1ずつ負担していたところでございますことから、この考え方を来年度も継続させていただき、平成13年度から今年度まで地元負担、市負担それぞれ10%であったところを来年度からそれぞれ25%とさせていただきたいと考えております。

なお、県内の負担割合の状況でございますが、7市におきましては、佐賀市さんがまだ合併の関係で、その後、決定したいということで決定されておられませんけれども、ほかの5市につきましてはそれぞれ25%、近隣の太良町、塩田町、嬉野町、白石町におきましてもそれぞれ25%の負担割合とされる予定でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

5番の橋爪でございます。ただいま急傾斜地崩壊防止についての説明があったわけですが、昨年度までは県が8割ということで、あと市と地元で10%ずつ、今度から25%に上がるわけですが、現在、急傾斜地崩壊防止の申請が出ている——毎年1カ所ぐらいしかできていないようですが、申請が出ているのは市内にどれくらいあるんですか、お尋ねしたいと思

ます。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

現在までのところで、国の補助事業の採択が可能なところで申請がされているのが6カ所、単独の分が8カ所、計14カ所の方から今まで希望がっております。今年度は2カ所という実績になっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

ただいまの説明によりますと、合計14カ所申請が出ているということですが、これもいろいろ基準等もあって、優先順位等もあると思いますが、1年に2カ所ずつやっておりますと、ちょっと何年でもかかるわけですね。今後これをやっぱり推進していく。とにかくひどいところは家の裏まで石が落ちてきたりしたところも中にはあるようですから、その辺の今後の見通しというのですか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

これは要望、申請あたりはされているわけですけど、地元の負担等もありますし、例えば、全体の連帯された家屋の同意等が必要な分もあったりしまして、実際に希望される場所、いざとなったときに、決定するときになかなかないというところもあります。それと、やはりどうしても予算の範囲内というのがございますので、2カ所ずつでもできればと思っております。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

2カ所ずつぐらいということですが、地元負担もちょっと上がるようになるわけですが、ひとつ極力今後の努力をしていただきますようお願いして、終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私も橋爪議員と同じような観点で質問と思っておりましたが、今の御説明では希望が出て

いるのが14カ所というようなことですね。希望はそういう形で出ていると思いますが、鹿島市内にそういう危険地域というのが大体どれくらいあるものなんでしょうか。その辺について、まずお答えください。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

急傾斜地崩壊危険箇所という形の1というのがあるわけですが、それで鹿島市内は79カ所指定されております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまお答えいただいて、79カ所ということですね。本当にこれまでも皆さんから要求が出たにもかかわらず、もちろん地元の都合というのがあると思いますが、市当局の予算の都合その他、県の予算の都合でなかなか進んでいかないという面もいっぱいあるわけですね。今まででさえもそういう状況の中でまだこんなに多く危険箇所があるというような中で、今回のような制度が後退をするということになりますと、地元もちろん10%から25%に上がるということになりますと、本当に急がなくちゃいけないと思いながらも、それに手をつけられないという地元の事情もあると思いますし、市としても、例えば、先ほど課長は2カ所ずつぐらいはということで御答弁なさっていますが、今この緊迫した財政状況の中でやっぱりいろんな問題が出てきて、予定としては2カ所やろうと思っても、状況によってはそれが1カ所になり、またできない状況も出てくるとは思います。こういう問題は、事、市民の安全のために、極端に言えば命の危険にさらされた問題について対応していくという非常に大事なことだと思うんです。そういう中で、こういう県が制度を改正するという事で末端に押しつけをしていくという本当に許せない今回の改正だと私は思うんですよ。

先ほど御説明がありましたように、県単の工事は最初は90%、それから80%、50%という形で引き下げがされてきた。特に、このような問題になりますと、国の対応もそうだと思いますが、国が減らし、そして県に行き、県が減らすとなりますと、最終的にしわ寄せが来るのは末端の自治体ですよ。そして、さらにそれが市民に行くわけですよ。この問題だけじゃないんです。例えば、私は一般質問で介護保険の問題を取り上げましたがね、介護保険だって、どうしてああいう状態にならなくちゃいけなかったかと。制度化されるまでは国は50%もの補助金を出していたんですよ。それが20%に削ってくるというような形で、すべての分野においてこういうことをやってきているのが今の国や県じゃないですかね。これを私たちが、ああ、そうですか、御無理ごもつとも、しょうがないということで簡単に受けとめることができるかと私は思うんです。例えば、これを鹿島市がこの条例は制定し

ませんということになればどうなるのでしょうか、市長。もし県がおっしゃっても、そういうことは受けられませんよ。うちは今までのごとでやってもらわんぎ、そいじゃなくてもさばけんばいというような態度を市がとるといことになればどうなるのでしょうかね、お答えください。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

この負担割合の変更につきましては、当然49市町村、昨年のお話ですけれども、知事要望等を行ってきまして、この改正については考えを改めていただけないかということの要望をしてまいりました。しかし、結果としてこういう形で決定がなされております。

急傾斜地法というのが、正式に言いますと、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律というのがあるんですけれども、結局、この中で自分の財産、生命を守るのは基本的には土地の所有者や管理者ですよという考え方があります。そのことからいたしますということと、今までの県単、来年度からうちが事業主体となる事業につきましても、急傾斜地というものを採択できる基準がございます。それをクリアしないと基本的には、例えば、急傾斜地の角度が30度以上あるとか急傾斜地の高さが5メートル以上あるとか、そういう採択の要件を満たしていない限りはうちの市の単独で来年度から行う事業にも対応できないと。例えば、ほかのこういう要件を満たしていない急傾斜地については自分でやっていただくという形になっております。その辺から言いましても、やはりこれは御自分での御負担、そういう方との公平さからいっても、御自分での御負担はやむを得ないものと考えているところで

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

答弁になっていませんよ。そういう基礎は今まであったんですよ。ある中で、以前は90%出す、80%出すということをやってきたんでしようが。今回、今の財政状況の中で中で、明らかに国や県がお金を出さんがために市町村に押しつけをしてきたわけでしょう。そういうのを上がそうだから、はい、御無理ごもつともですと私たちがそのまま受け入れることができるかと私は言うんですよね。そうじゃないですか。結局は最終的には市民の負担になり、できなかったということで、何かの災害が起きてから、ああ、どがんなつとんしとかんばいかんやったといったときは終わりなんですよ。家がつぶれるぐらいじゃない、命まで奪われるんですよね。今、思わぬところでそういうことは起きていますよ。今、本当に災害が多いわけですがね。

そういうところを私たちはしっかりと受けとめていかんといかんと思いますし、一つやっ

ぱり残念だったなと思うのは、昨年ですか、49市町村で要求をしたとおっしゃいましたね。私が知らんやっただけか、ほかの方は御存じやったかわかりませんがね、そういうのこそやっぱり議会としても、それはいかんばいと、県の制度を今までのように守らんかというようなことを例えば議会としてだってできると思うんです。そういうことこそ私たちがやっていく大きな役割だと思いますね。

ここでいろいろ申し上げても御答弁出ないと思いますがね、私は今回のこの条例改正については何としても受けることはできません。討論には立ちませんが、反対の態度をとっていきたいと思いますし、さらに、県に対しても私たちとしてもやっぱり以前の制度化を取り戻すように努力をしていく決意を申し上げまして、終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今まで国の事業を県が実施してきたというのが一つ、それから、県単事業も県が実施してきたというのが一つ、二本立てでやっていたということなんですね。先ほど説明したとおりです。その国の急傾斜地崩壊防止事業というのはそのまま県が事業を実施しますと。今まで県単でやってきたものについては県はしませんということですから、市はこの条例をつくって、市がやりますということを条例制定しないと、今まで県単でやってきた分については実施できないということになるんです。受益者からいうと、非常に選択肢が狭められてくるということになります。松尾議員おっしゃいますように、私も一緒です。国、県がどんどん地方をいろんな面で圧迫してきています。これは現実的に受ける側としてあるわけです。したがって、先ほどのようにいろんな形を通じて、県、国には今からも物を申していきますが、実際決定するのは県議会であり、国会なんですね。ですから、我々としてはいろんなことをやりながら、最終的に決定をされてしまうと、それを受けて市の方はどうするかということをやったりやらなければいけない。そういう受益者負担もふえます、市の負担もふえますが、そういう中でもやはり今までの県単事業については市が受け皿となってやっという我々の意思のあらわれだというふうにも受けとめていただいて結構ですので、どうかよろしくお願いします。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

一事が万事、こういう形で今からやってくるのではないかな、第一波の津波が来ておるんじゃないかなというふうに思われます。財政の分権を伴わないまま事務だけをしわ寄せして末端の市町村に転嫁をする。もう典型ですね。市の負担も大変なものになりますけど、地元は従来までも市役所、あるいは県あたりに立ち会っていただいて、ぜひこれをしたとい

でも、地元負担の10%が大き過ぎてね、結局事業を断念しておるというケースもあるんですね。こういうものがもっとふえていく、それを助長することになるわけなんです。そういった点を考えれば、県がそうした措置をしたということだけで、何もなかよりかましやろうもんという議論で済むのかと、私はそういうふうに思います。

そういった点では、この条例を鹿島市で整備しなければ、全く100%地元、つまり市と当事者で、地権者で考えないけませんよということになるかも知れませんが、私は3か月か半年か1年ぐらいは抵抗すべきだと思いますよ。条例は否決してでも意思表示をせにゃいかんと思うんですね、こんなことでは。同じケースがやってくると思いますよ。この49市町村で県に要望して一定の抵抗を見せられたかも知らんけど、結局はこうなんだと。悪しき前例を私は県と市町村との間につくってしまうのではないかという大変心配をいたします。

どうですか、この際、議会からこういう強い意見があって撤回しましたと。議会の説得をするために、再提案の時期を見合わせますと。これは大変ですよ。鹿島市は急傾斜地ばかりでしょう。旧鹿島町と北鹿島村を除けば、ほとんど急傾斜地を持ったところばかりですよ、土地柄的にも。しかも、指定されたところは79カ所、これは整備されたところも一部あるかも知れませんが、まだほとんどが未整備地区だと思いますよ。そうした執行部としても住民とか行政内部のスリム化のための痛みを分かち合う話もしっかり今からやられていくと思いますけど、その出す血を県の方にもやっぱり少し向けていただかんと。少し戦っていただけませんか。どうですか、市長、ちょっと所信を教えてください。そうせんと、ぬらっとこの議会でこれも可決してね、県が決めたとやっけんということでは、私は地元の説明し切れません。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

県事業を県が変更する、あるいは廃止すると決定したものを受けてどうするか、その間の空白期間というのは私はつくりたくないというのが一つ。それから、先ほどおっしゃられたようなことで抵抗して、これが覆る可能性があるか、ないか。私はこれはないと見ていますので、ここで条例を提案して、可決をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

それでは、ほかの案件が今後出てきても、要するに大津波にそのまま飲まれていくと。要するに国から県、県から市町村へと、結果的にはそれが一般の地域住民に行くんですね。やっぱりそういった大きな流れを考えるならば、そうですかと、覆る可能性もありませんか

らということだけでいいのか、住民に説明ができるのかという考えが私はございますので、これは私は1票じゃなくてね、10票与えると言われるなら、私は10票の票を投じてでもこれは否決したいです。

あわせて地元負担、これは本当に市も財政的に激変いたします。地元の激変緩和について、それをのむということであるならば、執行部として地元の直接の激変緩和措置は考えられなかったですか。負担割合が2.5倍になるんですよ。今の生産組合とか山間地の経済実態、あるいは家庭の生活、家計の実態を見てください。2.5倍に対応できる状態じゃないと思いますよ。ある程度の周知徹底ができるまでの間、2.5倍になるのかと、住民PRが行き届いて、市としてもこれ以上の激変緩和措置はできないと、その間、一定の期間、PRが行き届くまでの間は激変緩和措置として市としてこうした対応をすると、そんな少しぬくもりのある対応というのは考えられなかったですか、お尋ねします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

結論から言いますと、財政にその余裕がないということです。御存じのように、平成16年度は前年度対比、普通交付税が12%減、17年度は、総務省発表、これは大体確定していると思いますが、4.6%減、それから、18年度から4カ年、3.5%でいこうというふうに想定されております。また、今後の財政シミュレーションもそのような前提のもとに組み上げておりますが、結局12%、4.6%、それから3.5%掛ける4カ年、これを合計しますと、これは複利計算でいきますから、結局3割以上の普通交付税の減になっていくんです。本年度予算を編成するとき大変でした。それから、来年度予算編成するとき一回歳入で歳出をくるんでおりましたが、これでもだめだということで、もう一回やり直したと。

ほかにも、例えば福祉タクシー、これは我々に何の相談もなく県の補助はやらないと。しかし、鹿島市はこれは県の補助まではカバーできないけど、何とか市がやっていた分だけでも続けていこうと、いろんな分野でそういう努力はしているわけですね。しかも、そういうふうなことを全分野にするとしたら、ほかにしわ寄せも来ますし、やはりほかの市町村並みというところで鹿島市もせざるを得なかったと、こういうことであります。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

行政なり財政のつじつま合わせ論はわかります。ただ、内部努力を、内部に血を流す、それを分かち合うという理論だけでいいのかと。私は外交努力の結果が見えていないと思うんですね。映っていません。こうしてきたから、市の台所事情はこうだからということは今ここで力説をされますけど、それは少なくとも市として気持ちだけでも激変緩和措置を特例的

に、こうした急傾斜地をたくさん抱えた市らしくね、そういうぬくもりのある措置が気持ちなりにあらわれておれば、私ももう少し気持ちが和らぎますけど、こうした何というですかね、机上の論理だけで事を処理されるということには合点できません。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほど課長が言いましたように、7市で連名のもとに県ともかけ合いました。その努力はしております。（「見えておりません。非常に不満です」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第11号 県営急傾斜地崩壊防止工事の負担金に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。（「何票やった、議長。数えた。数えんね」と呼ぶ者あり）

再度確認いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

賛成多数であります。よって、議案第11号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第12号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5 議案第12号 平成16年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

議案第12号 平成16年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

別冊の平成16年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）で御説明いたします。そちらをごらんください。

今回の補正につきましては、本年度予算の最終補正として、今年度実施してまいりました各種事務事業の確定したものと、また、未確定のものにつきましては、最終の見込みによりそれぞれ増減調整して、これを編成いたしております。

なお、歳入のうち地方譲与税の一部、自動車取得税交付金、特別交付税などにつきましては現時点では未確定でございますので、年度末に例年のように専決処分による補正をいたすことも想定いたしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、補正予算書1ページをごらんください。

第1条第1項 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143,770千円を追加し、歳入歳出予算の総額を12,233,554千円といたしております。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及びその金額は、2ページから10ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条 地方自治法の規定により翌年度に繰り越して使用をお願いする経費は、11ページの「第2表 繰越明許費」のとおりでございます。

第3条 地方債の追加、変更は、12ページの「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

2ページから10ページまでの説明は省略をいたします。

11ページをごらんください。

第2表 繰越明許費につきましては、用地買収や材料入荷のおくれ、あるいは国の補正予算成立の時期の問題、県営事業との工事期間の調整関係などから年度内に完成が見込めないことが明らかとなりましたので、8款、土木費から10款、教育費まで5事業を地方自治法第213条第1項の規定により平成17年度に繰り越して使用することをお願いいたします。

12ページをごらんください。

第3表 地方債補正につきましては、追加分といたしまして、七浦小学校校舎の改修事業が今回の国の補正予算によりまして採択されたことから、また、単独事業で実施いたしておりました鹿島小学校体育館の屋根の改修事業につきまして大規模改造事業債の対象となったことから、合わせまして131,300千円を追加計上いたしております。

次に、変更分につきましては、都市公園整備事業を初め、全体では6項目の起債で減税補てん債を除く5事業とも歳出で事業費の確定などから増減調整し、減税補てん債につきましては、歳入歳出の状況を勘案し、限度額まで借り入れをいたしております。

以上の結果、6事業分では補正前の金額 121,600千円に 8,200千円を増額し、補正後の額を 129,800千円といたしております。

それでは、補正の内容につきまして、補正予算（第4号）説明書に基づき御説明を申し上げます。

13ページから16ページの説明は省略いたします。

17ページをごらんください。

歳入でございますが、1款.市税、1項.市民税、1目.個人、1節.現年課税分では地方税法改正による均等割額の引き上げなどから増額し、2節.滞納繰越分では個人所得の落ち込みによる徴収率の低下から減額をいたしております。

2目.法人では一部企業の業績の落ち込みなどから減額いたしております。

18ページをごらんください。

同じく1款2項.固定資産税、2目.国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、直近の収入実績を勘案し、増額いたしております。

19ページの同じく1款4項1目.市たばこ税も直近の収入実績を勘案し、増額いたしております。

20ページをごらんください。

2款.地方譲与税、1項1目.所得譲与税は、三位一体改革による国庫補助金の削減額を補てんするため今年度から新たに創設されたもので、人口1人当たり約1,674円が配分されることとされております。

21ページの6款1項1目.地方消費税交付金は、収入額が堅調に推移いたしております、今回3,000千円を増額いたしております。

22ページをごらんください。

8款1項1目.地方特例交付金につきましては、交付額が確定したところから増額いたしております。

23ページの9款1項1目.地方交付税は、普通交付税の額が確定したことから97,427千円増額し、普通交付税総額で3,347,427千円といたしております。これは前年度比較5.9%のマイナスとなっております。

また、特別交付税につきましては、現在要望中ではありますが、全国的に合併関係経費や台風災害及び新潟中越地震などの災害需要額が多額に上っており、非常に厳しい状況であります。現段階での見込み額といたしましては、予算額から1億円減額の7億円程度と推計いたしております。

譲与税などの歳入の未確定分を約70,000千円と見込んでおりまして、それと予備費の減額によりまして調整する予定ではありますが、減額幅が見込みよりもさらに大きくなった場合は、不足額につきましては専決処分で財政調整基金からの繰り入れで補てんいたしたいと考えて

おります。

なお、地方交付税と臨時財政対策債の合計額は、特別交付税が未確定ではありますが、4,540,000千円程度の見込みで、前年度比較11.7%、約6億円の大幅な減となっております。

24ページをごらんください。

11款．分担金及び負担金、1項．分担金は、歳出事業費の確定見込みによりまして、説明欄の分担金をそれぞれ減額いたしております。

25ページの同じく11款2項．負担金、1目．民生費負担金につきましては、これも歳出見込みにより説明欄の措置費、運営費などに係ります本人、扶養義務者、保護者などからの負担金を増減額いたしております。

4目．衛生費負担金は、事業費の確定から他市町負担金を減額いたしております。

26ページをごらんください。

12款．使用料及び手数料、1項．使用料につきましては、説明欄の各種施設につきまして、その使用料を最終見込みにより増減計上いたしております。

27ページの同じく12款2項．手数料につきましても、説明欄の手数料を最終見込みにより増減調整しております。

28ページをごらんください。

13款．国庫支出金、1項．国庫負担金は、国民健康保険基盤安定負担金や児童手当負担金など説明欄の負担金につきまして、歳出事業費の確定や決算見込みに伴い増減調整いたしております。

29ページの同じく13款2項．国庫補助金につきましても、説明欄の補助金につきまして、歳出事業費の確定や決算見込みに伴い増減額いたしております。

このうち5目．教育費国庫補助金では、地震災害や諸対策経費に対する国の補正予算で七浦小学校校舎の大規模改造事業が採択されたことに伴う新規計上でございます。

30ページをごらんください。

同じく13款3項．委託金は、これも説明欄の委託金の確定に伴う増額でございます。

31ページをお願いいたします。

14款．県支出金、1項．県負担金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金を初めとしまして説明欄の負担金につきまして、歳出事業費の確定や決算見込みに伴い増減額いたしております。

32ページをごらんください。

この32ページから34ページまでの14款2項．県補助金につきましても、説明欄にそれぞれ掲げておりますように、歳出事業費の確定や決算見込みなどにより増減額いたしております。

このうち主なものを申し上げます。

まず、32ページでございますが、2目. 民生費県補助金、2節. 高齢者福祉費県補助金は、高齢者等生活支援事業など歳出事業費の直近までの実績と今後の見込みを勘案し、減額いたしております。

4目. 農林水産業費県補助金では、次のページになりますが、2節. 農業費県補助金で家畜改良増殖対策事業補助金などにつきまして事業費確定により増減額するとともに、水稻や大豆に大きな台風被害が発生し、共同乾燥施設の運営費に赤字が発生していることから、それを補てんする水稻・大豆台風被害対策事業補助金を新規に計上いたしております。

34ページをごらんください。

8目. 災害復旧費県補助金につきましては、歳出事業費の確定による減額でございます。

35ページの同じく14款3項. 委託金につきましても、歳出事業費の確定や決算見込みに伴う増減額でございます。

36ページをごらんください。

15款. 財産収入、1項. 財産運用収入、2目. 利子及び配当金は、財政調整基金など各種基金利子を決算見込みにより増額いたしております。

37ページの16款1項. 寄附金、1目. 民生費寄附金は、匿名で高齢者福祉関係事業への指定寄附をいただいております。寄附者の意思をしんしゃくして、後年度に歳出予算化するため、当面地域福祉基金に積み立てることといたしております。

2目. 農林水産業費寄附金では、浜干拓の基盤整備事業に伴う土地改良連合会の受益者賦課金を計上いたしております。

3目. 教育費寄附金では、こちらも匿名で浜地区の草ぶき家屋の保存のための寄附をいただいております。

また、4目. 災害復旧費寄附金は、これも農地農業用施設災害復旧事業に伴う土地改良連合会の受益者賦課金でございます。

6目. 衛生費寄附金では、株式会社モリナガさんから環境美化の指定寄附をいただいております。それに伴う追加計上でございます。

38ページをごらんください。

17款. 繰入金、1項1目. 基金繰入金のうち、財政調整基金からの繰入金につきましては、当初予算編成段階での収支不足調整として380,000千円をこの基金から繰り入れて予算編成をいたしておりました。その後、歳入における所定額の確保、歳出における経費の節減といった全庁的な努力の結果、この繰入額を190,000千円までに圧縮することができました。このことによりまして、特別交付税の動向によって流動的ではあるものの、現段階では9月議会で140,000千円の積み立てを行っておりますことから、実質的な財政調整基金の減額は50,000千円程度となると予想いたしております。さらに、15年度に単独事業費などの凍結分を減債基金に180,000千円積み立てておりますので、2カ年にわたります職員一丸とな

った努力によりまして、地方交付税と臨時財政対策債の12%減という急激な一般財源の減収を現段階では包み込むことができたということでございます。

なお、ふるさと創生基金と減債基金につきましては、それぞれ歳出事業費の確定などにより増減いたしております。

39ページの同じく17款2項、他会計繰入金につきましては、一般会計で集中管理いたしております経費の確定に伴う水道事業会計からの繰入金でございます。

40ページをごらんください。

19款、諸収入、3項、貸付金元利収入につきましては、各種貸付金の利子の確定見込みによる減額でございます。

41ページの同じく19款5項、雑入、2目、弁償金、6目、雑入とも、説明欄の事務事業につきまして、直近までの収入実績及び今後見込みを勘案し、それぞれ増減額いたしております。

このうち6目、雑入、3節、検診等徴収金の減は、基本健康診査などの受診者数が見込みより減となったものでございます。

また、4節、雑入では、一定の該当事業に交付されます市町村振興宝くじ（オータムジャンボ）の収益金を追加するとともに、公共施設の台風災害関係の共済金を増額いたしております。

また、次のページになりますが、介護保険広域負担金の精算金や国道207号バイパス建設促進期成会の解散に伴う精算金、資源ごみの売却単価増に伴う増額など、これらの計上が主なものでございます。

そのまま43ページをごらんください。

20款1項、市債につきましては、12ページの第4表 地方債補正で御説明いたしましたように、1目、土木債から8目、災害復旧債までの補正でございます。現計予算額1,239,400千円に139,500千円を追加し、補正後の額を1,378,900千円といたしております。

以上で歳入の説明を終わり、歳出を御説明申し上げます。

44ページをごらんください。

1款1項1目、議会費は、現在までの歳出状況や今後執行見込みを勘案し、それぞれの節を増減調整いたしております。

45ページの2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、3節、職員手当等のうち職員の退職手当で当初予算計上6人分に今回5人分を追加計上し、増額いたしております。

その他の節は、決算見込みによりそれぞれ増減調整いたしております。

46ページをごらんください。

2目、文書広報費も決算見込みによる減額ですが、市勢要覧や市報などの印刷費につつま

して、電子媒体での原稿渡しとしたことから大きな減額となっております。

4目．財産管理費と5目．会計管理費も決算見込みによる増減調整で、6目．庁舎管理費は歳入における使用料の増額に伴う財源組み替えでございます。

7目．企画費では、19節．負担金補助及び交付金で、次のページの説明欄の廃止路線代替バス運行費補助金などにつきまして、事業の確定見込みなどから増減調整いたしております。

47ページの8目．市民会館費と9目．交通対策費につきましても、決算見込みによる増減調整でございます。

48ページをごらんください。

10目．職員研修費、11目．地域振興費、次のページの12目．情報システム管理費も決算見込みによる整理でございます。

このうち11目．地域振興費と12目．情報システム管理費には、市町村振興宝くじ（オータムジャンボ）の収益金をそれぞれ該当事業に充当いたしております。

50ページをごらんください。

この50ページの2款2項．徴税費から51ページの2款3項．戸籍住民基本台帳費、52ページからの2款4項．選挙費、55ページからの2款5項．統計調査費、57ページの2款6項．監査委員費までにつきましても、決算見込みによる増減調整でございます。

58ページをごらんください。

3款．民生費、1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費は、決算見込み、あるいは事務事業費の確定による増減額で、このうち28節．繰出金では国民健康保険基盤安定負担金の確定に伴い、財政支援対策繰出金を増額いたしております。

2目．身体障害者福祉費と3目．知的障害者福祉費につきましては、国庫補助金などの増額に伴う財源の組み替えでございます。

4目．国民年金事務費と次のページの5目．同和対策費につきましては、決算見込みにより増減調整いたしております。

60ページをごらんください。

同じく3款2項．高齢者福祉費、1目．高齢者福祉総務費につきましては、説明欄の各種事務事業の事業費確定、あるいは今後執行見込みによる増減調整で、13節．委託料では高齢者等生活支援事業委託料や在宅介護支援事業委託料などでその実績と見込み推計による減を中心に計上し、19節．負担金補助及び交付金の在宅高齢者住宅改良事業補助金につきましては実績の減により、杵藤広域介護保険事業負担金につきましては介護保険利用料が当初見込みより減となったことから減額いたしております。

また、次のページの25節．積立金では、歳入の寄附金のところで説明しておりましたが、高齢者福祉事業への寄附金を地域福祉基金へ積み立てることといたしております。

62ページをごらんください。

同じく3款3項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費は、決算見込みによる増減調整でございます。

次のページの2目. 保育所運営費から3目. 保育所みどり園費、4目. 母子福祉費、その次のページの5目. 児童措置費までにつきましては、当初、あるいは中途の見込みにより各種運営費や各種助成経費などが増減したことによる決算見込みとなっております。

65ページをごらんください。

同じく3款4項. 生活保護費につきましては、決算見込みによる整理及び歳入の確定に伴う財源の組み替えでございます。

66ページをごらんください。

4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、1目. 保健衛生総務費は、決算見込みによる増減調整でございます。

そのうち19節. 負担金補助及び交付金で、平成15年度から事業が開始された夜間救急外来診療体制整備事業につきまして、指定医療機関が1カ所減少したことから減額いたしております。

3目. 老人保健費も事業費の確定や決算見込みによる減額で、このうち13節. 委託料では、健康診査事業などで受診者が見込みを下回ったことなどから減額をいたしております。

また、28節. 繰出金では、医療費の確定見込みにより老人保健特別会計への繰出金を減額いたしております。

5目. 環境衛生費から6目. 公害対策費、7目. 環境保全費、そして、次のページの8目. 簡易水道費までにつきましても、事業費の確定や決算見込みによる増減調整でございます。

68ページをごらんください。

同じく4款2項. 清掃費、1目. 清掃総務費は決算見込みによる減額で、19節. 負担金補助及び交付金では、杵藤広域ごみ処理施設へのごみ持ち込み量が当初計画より減少したことや衛生施設組合の管理経費の節減などにより負担金が大きな減額となっております。

2目. 廃棄物処理費も決算見込みによる増減調整でございますが、11節. 需用費でゴミ袋の在庫調整の関係で購入費を増額いたしております。

69ページの5款. 労働費、1項. 労働諸費も決算見込みによる整理でございます。

70ページをごらんください。

6款. 農林水産業費、1項. 農業費、1目. 農業委員会費と2目. 農業総務費につきましては、支出状況や今後執行見込みを勘案し、増減調整いたしております。

3目. 農政事業費は、事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減調整でございます。

そのうち次のページの13節. 委託料につきましては、説明欄の委託料につきまして次年度実施としたことなどから減額となっております。

71ページの4目．農業振興費では、これも事業費の確定、あるいは確定見込みによる整理です。

19節．負担金補助及び交付金で、歳入の県支出金のところで説明していましたが、台風被害による水稻、大豆の共乾施設への運営助成金を新規に計上いたしております。

5目．園芸振興費につきましては、19節．負担金補助及び交付金の説明欄の各補助金につきまして、事業費確定に伴い減額いたしております。

6目．畜産業費につきましても、事業費の確定、あるいは確定見込みによる減額でございます。

そのうち19節．負担金補助及び交付金では、次のページになりますが、家畜改良増殖対策事業の水田導入分と県産自給飼料増産対策事業補助金につきましては、事業実績がなかったことからの減額となっております。

72ページをそのままごらんください。

7目．農地整備費と次のページの8目．土地改良事業費も、事業費の確定や確定見込みによる整理でございます。

74ページをごらんください。

同じく6款2項．林業費、それから、76ページからの同じく6款3項．水産業費につきましても、事業費の確定見込みによる整理でございます。

78ページをごらんください。

7款1項．商工費につきましては、それぞれ事務事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減調整で、このうち2目．商工業振興費では、次のページになりますが、22節．補償補填及び賠償金で貸し付け実績の確定により保証料を減額し、28節．繰出金では谷田工場団地特別会計繰出金を増額いたしております。

また、3目．観光費の11節．需用費で、観光PR用の名刺の印刷費を追加いたしております。

81ページをごらんください。

8款．土木費、1項．土木管理費、1目．土木総務費も、決算見込みによる整理でございます。

82ページをごらんください。

同じく8款2項．道路橋りょう費、1目．道路橋りょう総務費は、事業費の確定、あるいは決算見込みにより増減調整をいたしております。

このうち13節．委託料で、道路台帳整備費などの確定による減額が主なものでございます。

2目．道路維持費につきましても、事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減額でございます。

83ページの3目．道路新設改良費も、事業費の確定、あるいは確定見込みなどから増減調

整いたしております。

このうち13節．委託料で、市道新町～世間線の設計委託料をJRとの協議に不測の期間を要したことなどから今年度での執行を取りやめたことによりまして大きな減額となっております。

また、15節．工事請負費では、市道中川内～広平線の事業費を次のページの17節．公有財産購入費と22節．補償補填及び賠償金から組み替えて増額いたしております。

なお、中川内～広平線の工事費につきましては、11ページで御説明いたしましたとおり、繰越明許費として次年度へ繰り越して使用をお願いいたしますのでございます。

85ページをごらんください。

同じく8款3項．河川費も、事業費の確定、あるいは確定見込みによる整理です。

86ページをごらんください。

同じく8款5項．都市計画費、1目．都市計画総務費は、事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減調整で、このうち28節．繰出金では、公共下水道事業特別会計の総務管理費や維持管理費が最終見込みにより減となったことなどから一般会計繰出金を減額いたしております。

2目．街路事業費も、決算見込みによる整理でございます。

87ページの3目．都市下水路費は、事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減調整で、13節．委託料で緊急雇用創出基金事業の確定により説明欄の委託料を減額いたしております。

4目．都市公園費につきましても、事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減調整でございますが、そのうち特定財源の地方債につきましては、地方債許可方針の内容変更によりまして起債の充当率が引き上げられたことから増額いたしております。

89ページをごらんください。

同じく8款6項．住宅費、1目．住宅管理費につきましても、決算見込みによる整理でございます。

90ページをごらんください。

9款1項．消防費につきましても、事務事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減調整でございます。

92ページをごらんください。

10款．教育費、1項．教育総務費、2目．事務局費につきましても、事務事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減調整でございます。

93ページの同じく10款2項．小学校費、1目．学校管理費につきましては、各小学校管理経費の決算見込みによる増減額で、11節．需用費、13節．委託料及び15節．工事請負費には、12月20日付で議決された国の補正予算（第1号）の対象に七浦小学校の大規模改造事業が採

扱されたことから、所要の事業費を追加いたしております。

なお、この事業につきましては、11ページでお願いいたしておりますように、国の予算成立の時期の関係で17年度に繰り越して使用することといたしております。

2目．教育振興費は、県からの原子力エネルギー教育支援事業補助金が交付されたことから財源の組み替えをいたしております。

94ページをごらんください。

同じく10款3項．中学校費、1目．学校管理費につきましても、小学校費と同様、各中学校管理予算の決算見込みにより増減調整いたしております。

このうち15節．工事請負費で、西部中大規模改造事業として窓枠サッシの改修を実施しておりますが、これの入札減が主なものでございます。

2目．教育振興費では、東部中の全国選抜卓球選手権大会への出場補助金を追加するとともに、歳入で小学校費と同じく原子力エネルギー教育支援事業交付金の交付により財源の組み替えをいたしております。

95ページをごらんください。

同じく10款4項．社会教育費、1目．社会教育総務費も、事務事業費の確定、あるいは決算見込みにより増減調整いたしております。

そのうち11節．需用費では、文書広報費で説明しておりましたが、鹿島市史の印刷費についても原稿を電子データで提供したことにより、かなりの減額となっております。

2目．公民館費も、事務事業費の節減や決算見込みによる減額でございます。

96ページをごらんください。

3目．生涯学習推進費と4目．図書館費につきましても、事務事業費の確定、あるいは決算見込みによる減額でございます。

97ページの5目．社会同和教育費も、事務事業費の確定、あるいは決算見込みによる減額でございます。

6目．文化財保護対策費も、事務事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減調整ですが、このうち次のページの17節．公有財産購入費と19節．負担金補助及び交付金に、歳入の寄附金で説明しましたとおり、浜地区の草ぶき家屋を保存するための所要経費を追加いたしております。

98ページをごらんください。

7目．生涯学習センター管理費は、管理経費の節減や決算見込みによる整理でございます。

100ページをごらんください。

同じく10款5項．保健体育費、1目．保健体育総務費は、事務事業費の確定、あるいは決算見込みによる減額でございます。

2目．体育施設管理費では、これも事務事業費の確定、あるいは決算見込みによる減額で、

このうち15節、工事請負費につきましては、七浦海浜スポーツ公園の改修工事費の入札減などにより比較的大きな減額となっております。

101ページの3目、学校給食費につきましても、決算見込みによる整理でございます。

102ページをごらんください。

11款、災害復旧費、1項、農林水産業施設災害復旧費、103ページの2項、土木施設災害復旧費につきましても、いずれも事業費が確定したことによりまして減額いたしております。

104ページをごらんください。

12款1項、公債費、1目、元金は、平成14年度に借り入れておりました合併浄化槽整備事業へのNTT貸付金につきまして、今回の国の補正予算で一括償還することとされたことから増額いたしております。

2目、利子につきましては、15年度借り入れの長期債利率を当初予算では2.5%で予定いたしておりましたが、これを下回る利率で借り入れたことなどから長期債利子償還金を減額いたしております。

105ページの14款、予備費につきましては1,123千円を増額し、補正後の金額を44,052千円といたしております。

106ページから113ページまでには給与費明細書、114ページからは地方債の現在高調書を掲げておりますが、説明は省略をさせていただきます。

なおまた、別冊の市議会定例会議案説明資料11-2ページに16年度の県営事業負担金の明細も掲げておりますが、これも説明を省略させていただきます。

以上で平成16年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩します。

午前11時54分 休憩

午後1時 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

議案第12号 平成16年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）についての質疑に入ります。

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

5番橋爪です。1点だけお伺いしたいと思います。

ページ数は33ページに中山間地域等直接支払交付金事業補助金が427千円来ておりますが、71ページには中山間地域等直接支払交付金が349千円減額になっております。この辺はどうなっているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

中山間地域等直接支払交付金の歳入の方で 427千円増額で、支出の交付金の方で 349千円の減額ということでございます。これは県支出金の方で事務費等が増になっておりまして、交付の方で、これは直接支払いをするときの交付額が減ということで取り扱いしています。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

それでは、これに関連をいたしましてお伺いしますが、中山間地域等直接支払交付金が今月末で5年間が終了するわけですけれども、過去5年間でどれくらいの交付金を集落へ配布されたのか、まずお伺いします。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

この予算に上げておりますように、交付金額が年額 140,000千円程度でございます。その大きな差はございませんので、その5年間分ということで支出をいたしております。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

5年間だったら、大体7億円ぐらい来ているわけですね。そういうことで各集落に配布がされていると思うわけですが、いろいろよかった点、課題あると思いますが、そこでお伺いしますが、この5年間やってみた成果がどういうものだったか。それから、あわせて今度は今後の課題もあつたろうと思います。そういうことでお伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

これは直接支払いの関係で5年間交付を行ってまいりました。それで、基本的には2分の1が個人の農家に行って、あと2分の1がその集落の方で使うという形になりますけれども、それぞれの集落については、それぞれの集落での活動の状況がございます。中には、ダンプ

とかユニック等を購入されて畑地の整備をされたり、それから、中には集落において除草の草刈り機なり草刈り機の刃を皆さんに支給したり、また、中には各集落の公民館の修繕等にも使われたりというふうにさまざまな用途に使っていただいています。それで、この中山間地の農地を守るという一つのコミュニティーのまとまりをつくるための使途といたしますかね、そういう形での使い道が大半の集落でされているところでございます。

それで、今後の課題ということでございますけれども、御存じのとおりに中山間地の中には高齢者がかなり多くなってきております。そういう意味では、担い手の不足等もございまして、議員申されますように、16年度で一応この制度が終わります。それで、17年度から新たに5年間ということで制度が決定をいたしておりますので、じゃ、あと5年間、皆さんそれをやるかどうかということのをこれから各集落に説明をしながら進めていきたいと思っておりますが、なかなかそういうふうに手が足りなかったりという部分が、また荒れてしまったりということで、非常にあと5年間できるだろうかという不安のところも各集落には幾らかあるようでございます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

今、説明いただきましたように、17年からまた5年間継続されるということでございますが、今までと若干違った内容になっているというふうなことも聞いておりますので、その内容がどういうふうになるのかお伺いして、一応終わりたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

先ほど申しましたように、16年度で一応終わりますので、17年から5年間ということで今度は新たな制度が始まります。これは基本的には従来の制度を踏襲する形になりますけれども、要件的に若干変わってきています。それぞれの条件は変わりませんが、取り組みの状況が、簡単に言いますと、今までどおりの取り組みをやっていったら8割の交付金しかないと。それには5年間の計画のプランを立てるというのがまず条件になっています。それとあと、じゃ、10割もらうためにはどうしたらいいかということですが、これはいろいろ今までに出てきていますように、集落営農なり担い手等が具体的に今から動きをできる、また例えば、機械利用組合あたりで3作業が予定をされているというふうな取り組みをしたところについては10割ということでございます。それからもう一つ、それにまた上乘せという部分もございましてけれども、それは農業の法人化等を目指した取り組みということもありますが、なかなか今の現状では厳しい部分もございましてけれども、今度予定を今していますところでは、新たな事業について市内の該当地域に対して説明会を開催いたします。そこから皆

様の御意見等を聞きながら、また今度の制度の内容等について御説明をしていきたいと思
います。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

1 番徳村でございます。私からは1 点だけ御質問いたします。

83ページの土木費のところでは道路維持費というのがあります。その部分の関連で御質問
いたしますが、中牟田地区の逆川通りとあるのは御存じかと思えますけれども、ちょうど道
路上にはみ出したように立っている電柱があると思うんですけど、皆さん御存じの方はいら
っしゃると思います。あそこが車が行き交いするときに非常に邪魔というか、危ないと言っ
た方が早いんですけども、その電柱が邪魔になって、今後事故とか、そういったものが起
こるんじゃないかなど。私も以前そこを通行しているときに、隣を自転車が通っているとき
に車と電柱に自転車が挟まりそうになったのを一度見ているんです。それで、今回ちょっと
質問しているんですけども、電柱の移設ということは考えていらっしゃるのかどうかお伺
いいたします。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

済みません。申しわけございません、ちょっと場所が私のはっきりとわからないでいるん
ですけど。（「もとのマルイチであったでしょう。あそこの交差点のところ、手前、小笠原
建材店さんの前。逆川通りというか、小笠原さんの通りですね。旧西銀、今、明治屋さん
になっていきますけど、そこからずっと鹿島小学校に入っていくところ」と呼ぶ者あり）

わかりました。ちょっとその状況がどうなのか調べさせていただいてということになると
ですけれども、交通の障害になるようであれば、もちろん県あたりに話をしてみたいと思
います。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

あの部分は今までもずっとあそこを通るたびに思っていたんですけども、危ないので、
ぜひ私からの要望として、あそこは道路よりも外側に電柱を移設していただくようお願い
を申し上げて、質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

4 番水頭喜弘君。

○4 番（水頭喜弘君）

4番水頭です。2点お伺いしたいと思います。

まず第1点、71ページですけれども、71ページの中に有害鳥獣（猪）被害防止対策事業補助金増額と上げてあるんですけれども、まず最初に、このイノシシの被害ですけれども、農産物への被害、これは鹿島市の被害はどれくらいなのか、それと、ほかと比べた場合にどれくらいの鹿島市の状況なのか、まずそこだけ、まず1点です。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

イノシシの被害ということですが、なかなか把握が困難でございますけれども、現在、大体のところ20,000千円程度は言われていますが、これも定かではございません。それで、県内ということですが、その辺のデータはちょっと今持ってきておりませんが。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

特に、この中山間地域を中心に高齢化になって、なかなかそのあたりで活動が低下する中で、かえって逆に被害の方が今からふえてくるんじゃないかということで、実はきょうここに上げておられるのは電気さくか何かのあれですかね、ちょっとわからないもので、よろしくをお願いします。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

この有害鳥獣被害防止対策事業ということは、これは旧藤津鹿島管内で協議会をつくっております、その中で取り組みを行っております。それで、今度補正で上げさせていただいているのは箱わなといいまして、ちょうど野犬捕獲みたいなそういうわなを今度購入することと、もう一つは、先ほどありましたように、当初予算的には100頭分のイノシシの捕獲量を上げておりましたが、ことしは161頭とれています。だから、その61頭分の捕獲の報償金の分を上げさせていただいています。

それで、先ほど議員お尋ねの電さくのことだろうと思いますけれども、これもここでは50セット分を購入するということで一応上げています。それで、このイノシシについては、県内でも非常に今苦慮をされています。ことしの前回の捕獲量が大体8,000頭ぐらいが捕らえられています。そういうことで、県の方でも目先の予防だけでなく、イノシシのことを生態から知って捕獲というか、予防に努めたいというようなことで、県内で先日も

ありましたが、有明町の自遊館の——今、白石町ですが、自遊館の方で説明会等もありまして、イノシシの生態から、それに対応する取り組み状況ということを含めて説明会等もあっています。そういう意味で、殺すだけじゃなくて、やっぱりイノシシが来ないようにするのが一番いいと、効果的だということの説明もそのとき大学の先生の話でもあったようでございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

今、生態系のことで研究をということでもありますけど、僕も実はインターネットでイノシシのことをずっと調べてみました。臆病な性格から、環境の変化に非常に敏感であり、ちょっとした変化にも警戒心を抱くと。それから、体力ということで、助走をつけずに成獣で120センチ飛び越えることができる。小さいものでも70センチを飛び越えるということを書いてありました。というのは、電気さくとかでも、やっぱりさくを越えて来るといものがネット上でも紹介されていたわけですね。ここには電気さく、それからネットとか、いろいろ4セットぐらい紹介をされていました。今回はこの予算の中には頭数が余計捕獲されたということで、大体1頭5千円ですかね、それで、そういうことで予算を上げられているんじゃないかと。いろいろわからなかったもので、今後被害の方もまたふえてくると思いますので、そういう面で対策の方をよろしくお願いします。

もう1点ですけれども、79ページに、これはちょっとわからなかったからお聞きいたします。

観光費の中に観光名刺台紙印刷増額とあるんですけれども、これはちょっとわからないですけど、我々が商工観光課で頼んでいた名刺のことですかね。——ですね。それで、何かお願いに行ったときに、以前、干潟とかなんとかを写された名刺とか、それから、有明海の朝日か夕日かですね、そういう名刺の台紙がほんに気に入って、あちこちの視察に行くときに、僕もそれをつくって鹿島市の宣伝に使わせていただくということでしたんですけれども、最近というか、商工観光課に行ったら、ありませんということを言われたけれども、何か多くつくられたのか、それともそういう種類を多くされたのか。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

水頭議員の質問にお答えをいたします。

これはやはり観光名刺が大分減ってきたもんでございますから、今回、約8種類ほどでございますけれども、それを約1,000ケースほど増刷をしたいということで補正をお願いいたしております。

以上です。（「種類は」と呼ぶ者あり）

種類は8種類。（「新しくつくっています」と呼ぶ者あり）

図柄でございますけれども、やはりちょっと今あるやつと変えまして、新しいやつを入れながらということでは思っております。（「ということは、僕が聞いたと以外に新しくつくったということですね」と呼ぶ者あり）

全部ではないですけれども、やはりその中で人気の品種がございますので、そういうものを取り込んでということでは思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

あちこち行ってもほんに評判のよかったんですよ。だから、鹿島市の宣伝にも物すごくいいということで、僕も専用にして使わせていただいていた。何回でも言うんですけども、新しくなったということで、また前よりも一層考えられてつくられたと思って、期待してまたお伺いします。どうもありがとうございました。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東茂君）

それでは、何点か質問をさせていただきます。

まず教育費、ページ数で94ページ、こちらの教育振興費の中で今回、東部中の卓球部、全国選抜卓球選手権大会参加補助金ということで500千円が上がっております。これは生徒並びに先生方の努力もあり、県の予選会で優勝しての出場となっております。これに関してですが、こういうふうな大会の補助の基準、主催とか、これが中体連が主催じゃないとおりなのか、それとも、今ほかにもさまざまな大会があっております。ちなみに、先日、これも補助金の申請が出ていたと思いますが、同じ卓球でクラブ対抗の全国大会の予選がございました。これで同じく東部中の卓球部は2位に入り、九州大会で宮崎に団体戦として出場いたしました。しかし、この分は補助はつけることができなかったと思っております。どのような基準があるのか、まず教えていただきたいと思っておりますけど。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

伊東議員の御質問にお答えをいたします。

補助の大会の基準という御質問でございます。鹿島市におきましては、平成11年度に鹿島市学校教育諸活動参加補助金交付要綱を制定いたしております。諸活動と申しますのは、学

術、研究発表、運動競技、スポーツ大会への出場補助金を指すものでございます。補助の対象となる大会につきましては、文部科学省、都道府県の教育委員会、市町村教育委員会が主催、または共催、後援する大会と位置づけております。名義後援の大会は除外をいたしております。その九州大会、全国大会に参加するための補助ということになります。

また、先ほど申しました以外には、二つ目といたしまして、日本体育協会、都道府県体育協会、市町村体育協会が主催する、または共催する大会ということ、三つ目に、先ほど申されました全国中学校体育連盟、または支部組織が主催する大会ということ、そして四つ目に、日本体育協会に加盟登録された各種の競技協会、または連盟、その支部が組織する大会ということになっておりまして、先ほど申されましたもう一つの東部中学校が参加されました大会につきましては、この四つの項目に該当しないということ、自主的に任意に組織された大会であったということで、今回、私どもの方の補助金交付要綱には該当はしないということでございます。

対象外となる競技につきましては、主催者が営利を目的とするもの、また、企業等が行う大会、特定宗教団体が大会を主催するものについては、対象外というような補助金交付要綱を制定いたしております。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

ありがとうございます。きめ細かに主催者名も言っていただきまして、わかりました。ただ、子供たち、今、中学においていろんな部活動がございます。しかし、この少子化の中、以前に比べて各学校でやっているクラブの競技の種類というのはだんだんと減ってきております。その反面、しかし、競技力の向上のために非常に保護者も熱心になり、子供たちも熱心になり、さまざまな大会に出かけております。そういうときに、どういうふうな主催者側の大会なのかというのを確認しながら出ているような学校はないんじゃないでしょうか。そういうふうな要請があった場合、すべてに登録料を払い、大会に出ているのが現状じゃないでしょうか。

先ほど申しましたクラブ対抗の大会の場合ですが、本来だったら都心部にあるクラブチームが参加する大会ですが、佐賀県の場合、クラブチームというのは非常に少ないということで、中学校の学校名で出る場合が非常に多くなっております。そう考えますと、今後この補助の基準も若干見直しが必要ではないかと思われませんが、どうでしょうか。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

2回目の御質問にお答えをいたします。

私ども教育委員会といたしましては、常日ごろより各部の先生方には、うちの先ほど申しました大会の補助金交付要綱というものを熟知していただいております。大会に参加するに当たっては御利用いただきたいことで指導をしているところでございます。

このほかに教育委員会、学校教育のほかに補助金がございます。先ほど申しました補助金対象の大会以外の種目の出場に当たりましては生涯学習課の方で受け持っております。愛野青少年スポーツ基金を原資としたスポーツ振興基金補助金で交付をいたしております。これも小・中学校の児童・生徒を対象とした大会ということでございまして、九州大会に出場するに当たっては1人3千円、10名以上の団体だったら限度額を30千円、全国大会でございましたら1人5千円、10名以上だったら50千円ということで、生涯学習課の方でスポーツ振興基金補助金というものを交付しております。また、高校生以上ということになりますと、体協の方で同じ金額の補助金を交付しているという状況でございます。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

ありがとうございます。わかりました。生涯学習課の方のスポーツ振興というものもあるということですね。そのあたりは、また学校の方にもお伝えをしたいと思います。

次にもう1点、これも教育費に関することです。同じ94ページの15節の西部中大規模改造工事、こちらの方に65,000千円、総額ですね。しかし、これは減額にはなっておりますが、今回、中村雄一郎議員の一般質問の中に教育長の答弁で、今回この西部中の大規模改造工事の中に監視カメラを2台置くという答弁があったと思いますが、防犯に関するところでございますが、ほかにも七浦小学校の地震対策ですかね、こちらの方の工事と、今後もうこういうふうな改修工事の中でそういうふうな監視カメラ等の設置等は考えていらっしゃるのか質問いたします。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

監視カメラの件での御質問でございます。先ほどの一般質問の中で、七浦小学校の大規模改造2期工事に当たっては監視カメラを2台設置するというような答弁をいたしました。この監視カメラにつきましては、補助対象工事ということになっております。七浦小学校以外の学校の設置につきましては、今後、実施計画等を見ながら補助対象、一般財源ということになりますと難しい工事になるかと思いますが、実施計画でも計上しながら計画を立ててみたいというふうなことを考えております。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

済みませんでした、私は西部中だと思っておりましたので。七浦小学校でしたね。はい、わかりました。

それと、やはり防犯に関することですが、これも前回の一般質問の中で、さまざまな刺股とか木刀とか消火器等が効果があるとかというお話がございましたが、一つ気になるのが、小・中学校もそうですが、学校を考慮していただきますと入り口が非常に多くありますよね、表門があったり、裏門があったり。これはやはり自由に出入りができるわけですよね。このあたりが非常に、いろんな事件はない方がいいわけですが、しかし、犯罪者というか、そちらの方の立場からとれば非常に簡単に出入りがしやすい施設ではあるわけですよね。このあたりを今後どのように考えていらっしゃるのか、答弁をお願いします。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

開かれた学校と言いながら、非常に矛盾するような時代世相にあることは非常に私自身憂慮しております。都会の方はむしろビル等に挟まれてがっちり塀を固められているという状況は案外多いんですね。田舎の——田舎と言うと失礼ですけど、地方に行けば行くほど、溝を渡れば学校の敷地内というような感じで、どこからでも入れる状況というのがあるので、まさにどんなに備えをしておいても、何かあればそれに耐え得るような構造になっていないというのは現実であろうというふうに思います。

だから、そのところはソフト的な、いわゆる校内巡視、あるいは警察、少年補導員さん等による定期的なパトロール等も今やってもらっていますので、その辺で周囲から学校を守るような環境づくりというのを今後でこ入れをしていかなければならないと思っております。

あわせて刺股等を言われましたけれども、学校の先生は教員免許は持っていますけど、刺股の扱いまでは普通は考えられないわけですけども、今の時代は学校にいる唯一の大人は先生ですから、子供を守るということはやっぱり大人である先生が矢面に立たんばいかんわけですね。そういうことで、何もないということを願うわけですけども、今の時世、そういう備えもしておく必要があるということで、徐々にその辺もてこ入れをしているところであります。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

ありがとうございます。本当に私もいろんなところで開かれた学校づくりの推進とかと言っている中では、非常に矛盾しているなという気がいたしておりますが、何とか防犯の方にも力を入れていただきたいと思っております。

あと1点、最後になりますが、小学生のランドセルというのがありますよね。ランドセルを今使っているわけですが、今、非常に機能が進化しまして、携帯にもその機能がついているように、その所在地を確認する機能がついているランドセルというのが今回発売されております。今後そういうふうなのがさまざまな機種が出てくると思いますが、そういうふうな子供の安全を守るために、もう一步踏み込んだ何かお考え等が教育長の方でもあればお聞かせ願いたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

所在地を確認できるランドセルですか。ちょっと私が認識不足で、そういうのがあればまたそれも考慮したいと思いますが、現状では防犯ブザーをようやく小学生は全員、それから、6年生はそのまま中学校に持って上がるようにしておりますので、来年は小学生と中1までは完全に持つという状態になろうかと思えます。そして、中学校の2、3年生につきましては、女子を中心に今手配を行っているところでございます。その他は「子供110番の家」とか、あるいは先ほど言いました地域のパトロールとか、そういったものの強化をしながら対応は当面していきたいと思えます。ランドセルの件はちょっと研究させてください。

○議長（小池幸照君）

ほかにございますか。11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山でございます。71ページでお願いをいたします。今、水頭議員の方から質問がなされましたこととちょっとダブる面もあろうかと思えますが、よろしくお聞きしたいと思います。

71ページの農業振興費のところ有害鳥獣のイノシシの関係でお伺いをさせていただきます。

今、イノシシの対策ということでいろいろ捕獲のあり方等をどういうふうに、今一番やっていらっしゃる方法をまずお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

今の対策の状況ということですが、先ほど申しましたように、まずは捕獲を行っています。これは市内の猟友会の皆さんにお願いをいたしまして捕獲をするわけです。その捕獲につき

ましては、銃で撃つ部分もございますけれども、先ほど申しました箱わなという、ちょっと言えば野犬を捕まえる鉄さくのわなですが、ああいうのを設置したり、それから、くくりわなといって、何とかな、ワイヤーみたいな感じでわなになっていますが、そのくくりわなを設置したりして、とにかく捕獲をする一つの方法がございます。それからもう一つは、先ほど申しましたように、電気牧さくを設置して畑に来ないようにということと、もう一つは、それぞれの農家の方で対策を講じていらっしゃるんですけども、畑の周りにトタンを塀みたいに張りめぐらすというふうなことで対策をされています。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

ありがとうございました。

全国このイノシシの被害というものがあるということで、津々浦々でいろんな防護策が練られていて、一番効果があったというところで、やはりわなといいますか、箱わながあったり、今言われましたくくりわなですか、こういうのが一番効果を得ているという報告がされているというふうに聞いています。

それはそれぞれがなさっていく上でいいと思いますが、この箱わなとか、こういうものを仕掛けるに当たって資格等が必要なかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

これを仕掛けるには資格が要ります。そして、特に捕まえたら最終処分をせんといかんですので、殺すという作業が要るわけです。これには当然狩猟の免許を持った人じゃないとできないというふうになっています。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

今御答弁にありましたように資格が要るということで、いろんな方々がイノシシがいるにもかかわらず、仕掛けるに当たって人間といいますか、それをしてくれる人が限られてくるということで、こういうふうなものに対するネックというものがあるというふうに聞いていますが、ある県ですか、私が聞いたところによりますと、島根県的美郷町というところはこの条例とかがあるということで、ある一定の講習等を受けた方についてはこれができるというふうにして、やはり困っていらっしゃる農家の方々も何回か講習を受けてこういうふうなものに携わり、大きな効果が得られたということで、これには何か条例の改正というものが

要るのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

先ほど議員申されますように、こちらの方でも講習会をして普通の生産者の農家の方が資格を取られて、この設置ができるようになっております。

それで、先ほどちょっと申しましたように、このイノシシを退治するにはやっぱり捕まえて殺した方が一番いいかなと私も思っておりました。それで、先日、言ったように有明で講習を受けて大学の先生から話を聞いていましたら、それは到底できませんと。これだけの数のイノシシがいるんですから、これを防護するのに一つずつ捕まえて殺すというのは現実的にできませんと。だから、これについては、先ほど言いましたように、やっぱりイノシシが来ないように手だてをそれぞれの農家の皆さんたちがやっていただかないと減りませんというふうな結論だったそうです。だから、そういうことで、うちの方も今度また講習会等もありますので、できるだけ多くの皆さんがそういう話を聞かれて、なるだけ防除に、自分の畑を守っていただくようにということをしていただきたいなというふうに思っています。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

ちょっと非常に難しい問題になろうかと思いますが、それぞれ頑張っていっていらっしゃると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、捕獲をされた折、どういう確認をされてなさっているのか、その辺についてはどうされているんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

報償金を支払う場合の確認でしょう。それは捕獲をされて始末をされた後にしっぽを切っただけで、しっぽを持ってきていただきます。それを確認して、何匹、何匹ということでお支払いを今しています。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

しっぽを持ってきていただくということで、私も捕獲された後どういうふうにするのかなと余り疑問に思わなかったんですが、この捕獲をした後、佐賀県では 8,000頭予定がされ

て、それに5千円ということで、年間40,000千円が支払われているといいますが、イノシシをとるに当たって、被害がほかにもありますが、なされているということを知っていてびっくりしているところですが、この捕獲の方法にはいろんな方法があるかと思います。あるところによると写真を見せていただくとか、しっぽを持ってきていただくとかということもありますが、これによって、しっぽというものはなかなか、前回出したしっぽ、今回出したしっぽをそれぞれどういうふうに見分けがあるのかわかりませんが、こういうことはなさっていないと思いますが、冷凍庫に入れておいて、冷凍室といいますが、そして、それをまた出す。どういうふうに出されるのかわかりませんが、そういう不正もあっているところもあるというふうに聞いています。

それで、こういうことがあっているかないか私は全くわからない中で聞いていますが、そういうことがあったというところで確認方法を、捕獲をしたという電話があって知らせがあったときに、生産組合とか、それぞれそのときに行ける人がすぐ現地に赴くという方法で確認をされるようになったと。そしたら、大まかな数字しか覚えていませんが、何百頭という捕獲をされていた実態だったものが半分ぐらいに実際は減ってしまったというふうな報告もなされたということがありますので、捕獲の方法については、やはりそういう方法を今後もやっていかれるのか、その辺のことは心配なされていないのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

確認は今の形でいきたいと思います。しっぽは一つしかありませんので、そのしっぽを持ってきていただいて、こちらの方で処分をするという形になりますので、またしっぽを持ってきてというのはちょっとあり得ませんから。それで、捕まえて一回一回持ってくるという形じゃなくて、先ほど申しましたように、捕まえる猟友会の皆さんたちがチームでやられていますので、それをある一定期間まとめてから持ってきていただくという形を今とっております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

同じしっぽを2回使うということは全く心配されていないわけですね。何か冷凍庫に入れておいて使っているところがあって、そういうふうな不正があったということで、本当にあったという事実があったので、これは佐賀県じゃなくて、ほかの県のことでした。それで、そういうふうな方法を今後もされるのか、全くそういう不正がないとしたら、もうそれで結構だと思いますが、よろしく願いしておきます。

以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかにございますか。6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

6番山口瑞枝です。2点ほど質問をさせていただきます。

まず、ページ数、71ページですが、先ほどから71ページばかり続いておりますけれども、内容は、過去2人の方がされた上の段です。水稻・大豆台風被害対策事業補助金ということでお尋ねをいたします。

昨年は、もう皆さん御存じのように、大きな台風が九州にも10回上陸をしたということで、大変な被害があったと思います。先ほどの説明の中では、この部分については共乾施設への助成ということだったと思いますが、水稻、大豆の被害が本年度は最終的にどのくらいであったのか、そしてまた、作況指数が佐賀県の場合と、それから本市の場合で集計ができていくかどうか、まずお尋ねをいたします。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

昨年は台風等が再三来まして、ちょうど稲の花が咲いたときに台風が重なってきたということで非常に被害が出ています。

それで、作況について、佐賀県内でも唐津方面と鹿島方面と若干違いますが、トータルで80ぐらいの作況が出ていますけれども、鹿島の場合は76ということで数字が出ております。

被害額ということでございますけれども、先ほど申しましたように、作況が76ということで換算をしますと通常の24%の減ということになります。

それで、当時、台風18号のときに一応被害状況等の調査をいたしましたが、そのときに稲については19,820千円、面積が65ヘクタールというふうなことで出ていますけれども、このときはあくまでも概算でございますので、最終的には作況が100に対して76ですので、それだけの落ち込みということでございます。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

ということで、76というのは本当にすごい被害だったなということを感じております。おかげでと言ったらいけないんですけども、水稻の共済の掛金が大変多くて、農協さんの方も払い出しの方が本年度は過去にない共済の支払いであったというようなことを聞いております。

そこで、この共乾施設の助成ということですが、台風等の被害によってこの助成金が共乾施設でどういう内容で支払われたのか。例えば、被害によって作況指数も下がって、生産したものを共乾へ運ぶ利用が少なかったために赤字になって、そこへの助成なのか、それとも、言ったらいけないんですけど、米のおろいか米ばかりやったけんが共乾施設の何か故障をしたとか、そういうことで助成をされたのか。利用が少なくて、それだけの総体的な計画にあった米が持ち込まれずに、それに対する費用なのか、そのところをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

先ほどから申しますように、作況が非常に悪いということは、できた米の数量が極端に少なくなってきています。それで、当然共乾の利用料金が減ってきます。そういう意味で共乾の運営が成り立たなくなったということで、これが県の補助が新たにつくられたということで、この運営補助なんです。そういうことで、県の補助で、市の方はトンネル状態で今度予算は通っていますけれども、この設立をされたということになります。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

昨年もかんきつについては施設の方の設備費ということで、市の方からの持ち出しという分もあったわけですが、今回はトンネルということですので、被害の多いときにはこれから、県のたまたま新しい事業でこういうふう補助がなされておりますけれども、今後県の事業も、先ほどからあっていますように市町村にというふうなことになりかねないと思います。できるだけこういうものも予算を立てられるときには、万が一ということでしょうけれども、そういうのにも今後必要になってくるんじゃないかというようなことを感じました。

それから、もう1点ですが、社会教育費の96ページなんですけれども、ここに生涯学習推進費ということで、おとどけ大学講師謝礼ほかというのが、これは減額になっておりますけれども、現在、生涯学習課、エイブルの方ができる前からおとどけ大学というのはあったと思っておりますけれども、おとどけ大学が現在何講座ぐらいあって、これは多分講師の方というのは登録制による講師派遣だと思いますけれども、何人ぐらいの人が昨年はおとどけ大学を受講され、そして、何人ぐらいの講師の方に幾らぐらいを謝金として支払われたのかをお願いします。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

おとどけ大学についてお答えいたします。

昨年の資料を今持ち合わせておりませんので、16年度でお答えいたします。

おとどけ大学は、現在、8団体が自分たちが自主的に運営をされております。これは市内在住者、あるいは市内に勤める人たちが10名以上になって、自分たちがいろんな活動をしたというときに5回分まで謝金を補助するものです。1回につき5千円というものです。年間を通じて10回以上自分たちで教室を開いていただくというふうなことが条件になっております。予算としましては、15団体を予定しておりましたけれども、今回8団体、今年度はこういう状況です。

以上です。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

これはずっと以前からおとどけ大学というのはあっておりまして、先ほど課長の方からありましたように、5回の中の1回を指定された講座を受け、そのほかは皆さんでやってくださいということだろうと思います。講師の方も申し込めばこういう方をということで派遣をしていただく方法と、それから自分たちで選んでということがあると思います。

今、登録された方の中にはボランティアの講師の方もいらっしゃると思います。今、こういう状況の中で財政も大変逼迫しておりますし、どこでも賃金カット、あるいは報酬、報償費の削減というようなことも言われておりますので、これがやはり1回5千円という金額をおっしゃいました。これが妥当かどうか、それはちょっと余りわからないんですけども、これがずっとさらに単価自体を減額されるというようなことはないでしょうか。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

講師謝金の単価の現額5千円をどうするかということですが、今、おとどけ大学ではなく、いきいき講座というこちらが講座を設定して募集をかける講座が年に18講座あります。これにつきましては、いわゆる有償ボランティアということで、1回につき2千円をお願いしているものもあります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

ボランティアというのは、金は要らず、知恵と何とかだけをかすというようなことじゃないかと思います。有償ボランティアの方は2千円ということをおっしゃいました。こういういきいき講座イコールおとどけ大学の方でも、そういう方が利用できないかなというふうなことを思っております。エイブルができて、市民の皆さんはここでいろんなことができるということで大変喜んでいらっしゃいますので、こういうおとどけ大学なり、いきいき講座なりを受けられるということは大変市民にとっても勉強の場になると思っております。そういうことで、これからも続けていかれるということでございますので、できるだけ有償ボランティアの講師さんをとというようなことを考えていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番です。何点か質問したいと思えます。

まず、順序よく行きますが、32ページと47ページに関連をします。私は一般質問の中で廃止路線バスの問題で質問をいたしました。今回この補正を見ておると、廃止路線代替バス運行費補助金ということで、2,000千円ほどの残額があるわけですが、これに沿ってお尋ねをしたいと思えますのは、残念ながら一般質問のとき時間切れで答弁が出ておりませんが、例えば、全部の路線は無理だとしなくても、特定路線に限って、例えば、日曜日とか祭日の運行をするだけの、この枠内ですと言ったらあれですが、そういうのは考えられないのかと思えますが、いかがですか。それと、この前のがちょっとお答えできましたら、どうぞ。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

私の方からは1回目の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

先日、一般質問でありました廃止路線バスの代替の制度を若干改正したと。それに伴って大変不便を来している方がいらっしゃる。その対応をどうかというふうなことで御質問をいただいております。議員言われますように、幾ら少ないとはいえ、利用される方が何人かはいらっしゃることは事実でございますので、それを廃止することによってどのような弊害が出てくるかとか、私どももそういったことは一定の懸念はしていたところでございます。今回大幅な見直しを行った路線につきましては、とにかく年間利用者が、年間で1人という、この間は系統という言い方をしましたけれども、その系統が1系統あるわけですね。そして、10人未満というのが2系統、それから、とにかく年間で1日当たり1人未満の系統というのが全体で15系統あるわけですね。ですから、こういうところを中心に今回大幅な見直

しを行ったところでございますが、先ほど言いましたように、例えば、年間1人であっても利用者の方はいらっしゃるということでございます。

そういうことで、私どもの方もそういったものにかわる代替措置というんですかね、そういったものがないかどうかということもあって研究をしてみました。現行制度上、実際そういった高齢者とかの方々の移動助成制度というんですか、そういったものは現在福祉の方で担当しております福祉タクシーですね、それから、もう一つが鹿島市高齢者外出支援サービス事業というのが、これは保険健康課の方が担当していますが、この二つが現行制度上ありました。しかしながら、この一つ目の福祉の方の福祉タクシーについては、条件が厳しくて、これはちょっと該当しないのかなという印象を持ったところでございます。もう一つの鹿島市高齢者外出支援サービス事業といいますのは、65歳以上の方で年間3千円で登録しておけば、そしてまた、事前に何日に使いたいということで予約しておけば、1カ月のうち2回、500円で半日単位で利用できるというような制度でございました。しかし、これも一定の条件がありまして、65歳以上といえだれでもいいかといいますと、そうじゃなくて、歩行用具等を利用して交通手段が困難な人と、そういう条件があるわけですね。ですから、このあたりを少し条件を和らげて対応できないかとか、そしてまた、そのほかのそういった代替措置となるようなものがないかというようなこともちょっと今現在研究はしているところでございます。

それで、松尾議員がおっしゃっております現在の土、日の運休の一部の復活、そういったものも考えられるかもわかりませんが、そういったもろもろの具体策がほかにあるかどうか、その辺をちょっともう少し研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

この前、一般質問しました後でも御意見が入ってきた分があるんです。この前は車の運転できない高齢者の人が山から鹿島市に来られるときに、仕事しよっても連れていかんといかんと、仕事に支障があるんだとおっしゃったんですがね、例えば今、日曜日とか祭日に子供たちの何か行事があったり、スポーツの何かあったりする場合もあるわけですね。だから、バスが走っておったら、それに乗っていかんねと言えたんだけど、今はそれができないと。仕事があっても送らんといかんような状況があるんだと。だから、この前言われたことをぜひやってもらいたいというような意見もその後も入ってきておりますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に移ります。

60ページの民生費の高齢者福祉総務費の中の委託料が4,814千円減額ということになっておりますが、これを見ますと、在宅介護支援センター運営事業委託料とか、高齢者等生活

支援事業委託料とか、在宅介護支援事業委託料とか、それぞれで減らされておりますが、そこそこで集めると何百万円ぐらいですから、こうなるのかなという気もしますが、今、やはりいろいろ実際に事業をされているところもそうですし、利用されている利用者の人にしてもやっぱり負担がきついというようなことで回数を減らすとか、いろんな努力をされながら介護を受けられているというような皆さん方がいらっしゃる中で、こういう 4,800千円、約 5,000千円の残額があるということを見て、こういうのをもう少し当然合ったもので十分に皆さん方に還元できるような状況ができなかったかなという気がしますが、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

お答えいたします。

高齢者福祉総務費の中の委託料で 4,814千円の減をいたしているところであります。この中でいろんな事業をいたしておりますが、一番大きい減額で高齢者等生活支援事業委託料ですね。これについては、軽度生活援助事業とか食の自立支援事業等を行っているところであります。軽度生活援助事業につきましては、簡単な日常生活上の援助ということで、ヘルパーが支援しております。内容につきましては、食事、食材確保、掃除、洗濯、布団干しなどで、1時間に 100円の利用率ということでサービスを行っておるところです。これについては、余暇センターきたじまやJA、シルバー人材センターに委託しておりますが、ただ、高齢者は必要ということでもありますけど、なかなか老人の方がヘルパーの方を家庭内に入れてくれないということも一つはございまして、減額になっております。さらには、食の自立支援につきましては 728千円の減となっております。それから、在宅介護支援事業委託料につきましては、介護予防プランの作成ということで実態把握に対する経費でございます。

全体的に見ますと、当初予算である程度大目の予算を例年計上いたしております、例年と大きな違いはなかろうかと思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

高齢者生活支援事業などというのは、先ほどおっしゃいましたが、時間的には 100円の単価ですが、やっぱり実際に収入を考えますと 1時間 100円というのが、普通に考えれば 100円じゃないかというようなことがあるわけですけど、やはり占める割合というのは大きくなるわけですね。それと、やっぱりせつかくそういう制度があるけど、受け入れられないというようなもの、これは日本人は結構そういうところがあるわけですね。例えば、アメリカなん

かは両親が外に行くときには家にベビーシッターを入れるというのがありますが、最近では日本でも大分そういうのが浸透はしてきたと思いますが、なかなか自分の家に入れがたいというのはあると思うんです。だから、せっかくそういう制度がありますから、必要なわけですから、予算の範囲内で十分活用できるようなね、じゃ、どうしたらそういう人たちの援助ができていくのかというようなことをやっぱり考えながら取り組んでいただくということを私はお願いをしたいと思うんですよね。

やっぱり今、これは特殊でしょう、というのは特別ですかね、107歳の方が死んだままで長いことおったというようなニュースが流れましたが、あれは家族もおってですけど、例えば、こういう形でいろいろ援助に入っておったら、体調を悪くしたとかいろんなことがつかめるといふこともありますから、大いにすべてある事業をフルに活用できる、予算は十分に消化できるというような体制をやっぱりとっていく必要があるんじゃないかと思います。

次に入りたいと思いますが、63ページです。母子福祉費の中の扶助費ですね。乳幼児医療費助成が5,240千円の残ということで上げられておりますね。私も一貫して6歳までの医療費の無料制度を主張してきておりますが、鹿島市はやつと3歳までの歯科まで無料にしていたという経過がありまして、17年度も900千円ぐらいですか、1,000千円弱ですね、その分の予算がですね。そういう実態を見ますと、5,000千円もここに残額が出るということになりますと、年齢の引き上げということだって私は考えていただけるんじゃないかと思うんですよね。例えば、全医療費を無料にするしないは別として、例えば、歯科のみにしたって、6歳までの歯科を無料にするというようなことは、この財源を見ますときに可能だなという気がするんですね。

やっぱり子供たち、私も専門的じゃないのでよくわかりませんが、歯がしっかりしているかどうかということ、いろんな学力はもちろんです、体力その他に大きな影響があるということ、何かでちょっと聞いたこともあります、やっぱり踏ん張ることができないような状況をつくり出すと、やっぱり体力のこととか、それから、知的な問題も出てくると思いますが、そういうのに大きな影響があると思うんですね。そういう面では、やっぱり子供たちの3歳、歯が生え始めてから大人の歯になるまでの間の予防、治療というのは非常に重要な時期だと思うんです。そういうことから考えましても、私はこれだけの財源が残るだけあったわけですから、それだけ予定をされていたわけですから、ぜひそういう取り組みをしていただきたいと思いますよね。

例えば、お隣に白石町が新しく誕生しましたが、白石町は1月1日から6歳未満は医療費が無料ですね。県内でもあちこちそういうのがつくられておりますが、その点についてのお答えをいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石福祉事務所長。

○福祉事務所長（平石和弘君）

乳幼児医療費助成について 5,240千円の減額補正、結果的にこういうふうになっております。これは15年度の助成費と、それから16年度の本年度の最終見込みを申し上げますけれども、15年度の助成、これは決算ですけれども、38,235千円となっております。今回の補正の見込みですけれども、助成額といたしまして39,220千円ということで見込みを立てております。したがって、助成額については、これは若干ではございますけれども、15年度より増加をする形になっております。

議員の方からも、この乳幼児医療費の小学校前までの完全無料化ということについてを求め一般質問を今年の6月、あるいは12月ということでいただいておりますけれども、その際にお答えいたしておりますように、トータル的に福祉の児童面、母子面、障害面、それから、あとは保険健康課の所管になりますが、高齢者の福祉ということで、いろんな事業のこれからのあり方も含めまして検証する必要があるかと思っておりますけれども、現段階では財政の余裕がないということで今までお答えいたしておりますように、現行の制度で考えていくということでお答えを申し上げます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私は新たな財源を確保してということで今は言っていないんですよね。ここにありますように、当初、乳幼児医療費助成としてあった枠の中から 5,240千円というのは残っていったわけでしょう。だから、具体的にどれくらいになるかわかりませんが、当初予算のその分、3歳未満児の分だけ見ても 1,000千円弱ですよ、当初予算の計画は。そうでしょう。私が見間違っているかわかりませんが、90何万円かということが載っていたと思いたすね。

（発言する者あり）

ごめんなさい、間違っておったら、それで後で訂正してもらっていいと思いますがね、それを考えますと、例えば、あと4歳、5歳、一概に3歳未満児と同じような形で 1,000千円弱というようなことにはならないかわかりませんが、例えば、そういうことでしたとしても、あと 2,000千円、2,500千円までぐらいいきますか、それぐらいでその分についてできるんじゃないかと。だから、例えばね、金のなかけんどがんしゅうでんなかばいと言われるぎ、何でんそがんです。今から私は非常に心配するのは、間もなく新年度予算の審議もするわけですが、そのたび金のなかけん、金のなかけん、金のなかけんと頭を抑えられて、あいつば金のなかぎ息はせじよとかいと言いつなるごたるです。そういうことは許されないし、特に先ほど申しましたように、事、子供たちのこれからの大事な問題なんですよ。だから、余計言うわけですよ。少子化対策だ、少子化対策だと口先だけでは何遍でも言うわけ

ですけど、じゃ、その少子化対策に対してどれだけの具体的な施策がされているかという、全くと言っていいほどされていないんじゃないですか。そういう中で、本当はあと少しの財源を組むことによって、一つずつ子供たちが本当に安心して育てられるような体制をつくることができるという立場で私は申し上げておりますし、ここで新たな財源をつくれと、さっきも言いましたが、そういうことを言っているんじゃないんです。この枠内がこれだけのものが残っているんだと、じゃ、その中で何とかやっていけるんじゃないかと、だからということで私は今申し上げているんです。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この種ですね、これは医療費にかかわることです。例えば、国民健康保険会計なんかもそうですが、一つ例を申しますと、国保会計なんかのインフルエンザが年末から年初めぐらいはやったときと、そうなかったときは物すごく医療費が違ってきます。この乳幼児医療にしてもそうでありまして、毎年これはその年々の流感とか、そういうものの状況によって違ってきます。それで、ことしはある程度予定として見ておいたものがこれくらいで済んだということでありまして、じゃ、余ったから今年度中に全部使えというふうなことは、これは結果的に3月末までに見込みを立てて大体これくらいだろうということですので、余ったものをこの年度中に使うということにもなりませんし、逆に当初予算で立てておいた金額、それをオーバーしたと、こういう場合もあり得るわけですね。ですから、単純に余ったから、例えば、45,000千円予算を組んで、毎年3,000何百万円で済んでいるという状況ではないわけです。これはあくまでも見込みを立てて、そして利用が少なかった、あるいはことしはインフルエンザ等がはやったけんが見込みよりふえてしまうから補正ばまた逆に組まばらんと、こういう種類のものでありますので、この医療費に関してはそういうふうな感覚で受けとめてもらえればというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

確かに金がないとできないかもわかりませんが、事、子供たちの健康の問題ですね。子供たちのこれからの成長の問題にかかわることです。少々の無理をしても私は対応していただきたいと言います。あといろいろ言っても並行線でしょう。

次です。76ページです。水産振興費、これは福井議員が専門だと思いますが、ちょっと興味がありましたので。ナルトビエイ高度利用推進協議会負担金ということで上がっていますが、具体的にナルトビエイはどういうふうな状況で進んでいるのか。福井議員がいつも提案をされているような方向に向かって進んでいっているのかどうか、非常に興味のある項目で

したので、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

ここでは減額をいたしておりますけれども、ナルトビエイの研究については前年までずっとお話をしておりましたように、漁協の婦人部の皆さんたち、また、水産試験場の皆さんたちで何かに使われないだろうかということでの研究がなされてきました。それで、その中で幾らか加工ができるんじゃないかというところまで来ました。それで、これはあとは業者の皆さんたちを含めて何か使ってってもらえればというところで一応終わっております。それで、せんだっての新聞の中でありましたように、業者の方があれを使ってお土産品等をつくってみたいというようなことがあって、大浦漁協の方と話をされて具体的に動き出そうとしています。

それで、この辺について、やっぱり最終的には商品化をして、できれば金につながればということでございますけれども、一つ問題は、現在のところはまだ補助を出して捕獲をして採算が立っているということでございますので、これが補助がなくなったときに、じゃ、捕獲をして原料としての経費ですね、その分が販売単価に乗って採算が合うかどうかというのは今のところはちょっとまだよくわかりませんが、しかし、具体的にそういう形で一歩進みはしておりますので、御報告をしておきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

何とかかなりそうでわからないという非常に雲をつかむような、せつかく皆さん努力されておりますので、いい方向に進んでくれることを望むのみです。

次に移ります。

79ページ、商工費の中に補償補填及び賠償金というのがありまして、信用保証料というのが減の3,048千円上がっておりますね。きょう議案審議の中でも出てきたんですが、お尋ねをしたいと思いますのは、労働金庫に対するのがありますね。これは恐らくできた当時はサラ金が非常にいろいろ出始めて、それによる被害者が多く出てきたということで、その救済も兼ねて労金の方でも取り扱いをするようになったんじゃないかなど。私の記憶が間違いかもわかりませんが、そういうふうに理解をしておりましたが、今ここに保証料というのが減額をされているんですが、労金はどうかわかりませんが、今ほかのところでは非常に利用者が多い状況がありますが、労金はその利用状況というのはどうなんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

松尾議員の質問にお答えをいたします。

労働金庫の関係でございますけれども、これが16年3月末でございます、勤労者福利厚生資金が15件で7,522千円でございます。それから、住宅・教育・生活向上資金、これが507件の2,159,202千円ということになっております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今の経済状況の中で16年3月末で一般が15件ということで、非常に件数的には少ないなという気がしますが、借ればいいわけじゃないですが、今の状況ですから、そういう状況を見るときに少ないなと思いますが、大体ここのこの資金を利用されている層の人たち、例えば、組織された労働者、それから、普通の勤労市民の人たちも借りられると思うんですよね、条件が見合えばね。そういう人たちも利用されているのかどうか、その辺についてお尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

松尾議員の質問にお答えをいたします。

この勤労者福利厚生資金ですけれども、これは上限が1,500千円でございます。これを利用される方は鹿島市内にお住まいの勤労者の方ということになろうかと思っております。ですから、鹿島市内に住んでいらっしゃる方はこれを利用できるということでございます。

以上でございます。（「だから、その中で利用をしている人はどの階層の人が多いのかということ」と呼ぶ者あり）

その利用者の階層まではちょっと調査をしておりますけれども、一般的には普通の勤労者の方が多いかと思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私の経験で、これまでサラ金とかいろんなので被害に遭われた方がいらっしゃるわけですが、当然そこに行けば借りられたんじゃないかというような人もそういうのがあるとか知らなかったと、そういう人というのは結構いらっしゃるんですね。例えば、市役所にお勤めの人とかどこか組織されたところにお勤めの人たちというのはそういうのを十分御存じだと思

うんですが、その辺がやっぱり徹底していないという部分があるんですよ。だから、せっかくそういう人たちも含めて市がちゃんと対応しながらこういう制度をつくっているわけですから、本当に借りたい、先ほども言いましたが、本当に今必要だという人たちが借りられる状況、例えば、そういう今私が言ったようなことは十分にそのお知らせができていないというのもあると思うんですよ。だから、その点をやっぱりもう少し強化をしていただくということが私は必要だと思いますが、ぜひお願いをしたいと思いますが、できますか。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

こういうふうな金融制度のPRということでございますけど、やはり私どももちょっとPRが不足しているなという感がございます。今後ともやはりPRには努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

最後の質問にしたいと思います。92ページの教育費です。その中で学校管理費ということで、今回、引き続くいろんな災害を教訓として耐震化に伴う事業が急遽出てきていると思います。七浦小学校大規模改造工事ですかね、これが158,300千円ということで工事請負費が上がっておりますが、まず最初にお尋ねをしたいのは、この財源内訳を教えてください。国庫負担、それから起債、市費、それぞれどうなっていますか。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

七浦小学校大規模改造工事の財源内訳を申し上げます。

国庫支出金が37,116千円でございます。地方債で116,500千円、一般財源で9,974千円でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

確かにいつ何どきこういう事態が起きるかわからないということで、必要な事業だとは思いますが、ただ、私はきょうも急傾斜地の問題のときでしたかね、ちょっと意見を申し上げましたが、上から言うてくる分については、それをそのまましなくちゃいけないという状

況をどう見るかということなのですが、確かにこういうのが必要だと思いますが、例えば今、鹿島市においても総合計画に沿っていろんな事業をしている。総合計画に上がっているにもかかわらず、財源不足ということで先延ばしにしなくちゃいけないというようなことも出てきている中で、例えば、こういうのがぽっと上がって、これだけの事業をしなくちゃいけないということになるわけですね。

さらにお尋ねをしたいと思いますのは、耐震化というのは七浦小学校だけでいいということじゃないと思いますから、今後もこういう形で来るとは思います、あとの計画がどうなっているのか。あと具体的に示されたものが来ているのかどうか、まずお尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

2回目の御質問にお答えします。

今回3月補正でお願いをいたします理由は、災害復旧後の国の予算化に伴います当初17年度に予定していたものを16年度予算の3月補正で対応するというような工事費になっております。

七浦小学校大規模改造工事、これは耐震診断を受けておりまして、1期工事につきましては耐震工事を行いました。今回の2期工事につきましては、耐震診断の結果は震度7の地震に十分耐え得る構造になっているという強度であるということで、大規模改造のみを行う工事でございます。

その後の計画でございます。16年度に能古見小学校の耐震診断をいたしております。能古見小学校の耐震診断につきましても、耐震の補強工事は必要ないというような診断がありまして、17年度におきましては2期工事の耐震診断をいたす予定にいたしております。その後、七浦小学校が済みますと能古見小学校、そして、現在、県の教育委員会からはすべての学校の耐震診断をするようにというような依頼があつておりまして、そのことにつきましても教育委員会としては今後検討をしていかなければならないというような状況になっております。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

松尾議員の七浦小学校の大規模改造事業が他の実施計画もある中でどうして今回の3月補正でという理由をとということでございますので、私の方からそのあたりの経過を御説明させていただきますと思います。

まず、七浦小学校につきましては、総合計画の実施計画の中では本来16年度の実施予定でございました。ところが、16年度の交付税が当初予算で12%落ちたということの中から、17

年度にまずずれ込んでおります。基本的には実施計画の中では17年度の予算で取り扱うことといたしておったところ、今回の国の補正予算が議決になりまして、これに採択がされそうであるということで、今回この事業に応募をしたということになります。なぜ応募をしたかということでございますけれども、基本的に大規模改造事業につきましては、起債は国庫補助金が3分の1、あと起債が75%、その起債につきましては交付税算入が全然ありません。そういう中で、今回の国の補正予算で採択されますと、国庫補助金は3分の1でございますけれども、起債充当率が100%、その100%に対しまして交付税が50%算入されるということで、これはこちらの方の財源を手当てした方が断然有利であるという判断で今回補正をお願いしていると、そういうことでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

わかりました。結局は17年度で大規模改造をしようとしていたけど、耐震化に伴う国の取り組みの中でこういう優遇がされたのにつかっていると理解すればいいんでしょうかね。それはそれでいいですよ。ここでやっぱりやるべきことはやらんといかんと思いますが、ただ、私が心配をしますのは、これは鹿島市だけの取り組みじゃないので、いろいろ問題も出てくると思いますが、例えば、来年度の国の予算の中でも耐震化事業に非常に比重がかけられてきていると思いますよ。80数%ですか、国の耐震化事業が。間違いですかね、それくらいだったと思いますかね。私が心配をするのは、そういう形の予算編成になっていく中で、ほかにそれに関連しないで、学校施設についてやっぱり計画的に取り組んでいかなくちゃいけない分があったり、これから出てくることがあると思うんですが、しかし、そういうことによってそちらの認可がおりなくなるとか、そういう心配がないのかと、ここに重点を置くばかりにね。そういう心配はなさいませんか。私の行き過ぎでしょうかね。私はそういうことも当然出てくるんじゃないかと心配で、きょうはこれを取り上げたんですよね。まだまだやらなくてはいけない事業というのは、学校関係でも耐震化だけじゃなくてあるわけですからね。しかし、国がそれを義務づけ、急ぐが余りに予算づけもそういう形の方に先走って、やはりほかのところにしわ寄せが来るんじゃないかという心配は私の行き過ぎかもわかりませんが、いかがでございますか。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

七浦小学校の2期工事につきましては、先ほど財政課長が申し上げましたとおりでございます。当初は16年度に計画いたしておりました事業でございます。16年度につきましては、国の補助金、佐賀県下に2億円しか配分がなかったということで、16年度の当初には七浦小

学校は含まれなかったと。よその学校、地区の校舎の工事に対する緊急度というか、必要性が高いというようなことで、七浦小学校につきましては16年度当初には計画はできなかったという国の財政事情もございます。そういうことをございますので、今後もそういうことがほかの工事にも影響が出てきまして、おくれる可能性も多分にあるのではないかという気持ちを私は持っております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

国全体の、例えば、もっと大きくて文部行政に対する予算、これは大まかパイが変わらんと。そしたら、こういうものに重点的にやれば、あとはやっぱり手薄になると、これは理屈ではやっぱりそうなりますよね。ただし、鹿島市においては、先ほど財政課長が説明しましたように、結果的にですけど、16年度当初でこれをスタートをしていたよりか、国の補正にのっかってやった方が財政的には断然有利なことになってきたということをございますので、鹿島市においては逆にこれは作用している。ただ、おっしゃるように、国全体、あるいは県全体でいったら、どこかを重点的にやったらどこかが手薄くなる。それが重点ということでもあるし、重点事業の裏腹のところでもあるわけですね。それはそのとおりです。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今からますますいろんな方面でこういう形が出てくると思いますので、やはり鹿島市は鹿島市としての自主性を持ちながら、上に安易に動かされることなく取り組んでいていただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第12号 平成16年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第12号は提案のとおり可決されました。
暫時休憩をいたします。

午後 2 時45分 休憩

午後 2 時55分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第 6 議案第13号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第 6 . 議案第13号 平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

それでは、議案第13号 平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

議案書は18ページでございますが、別冊の補正予算書で御説明いたします。

今回の補正につきましては、建設事業費及び経常経費の事業確定に伴う充当財源の増減調整により補正をお願いするものでございます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条第 1 項 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 602千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,172,768千円とするものでございます。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及びその金額は、2 ページから 4 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第 2 条 地方債の変更は、5 ページの「第 2 表 地方債補正」のとおりでございます。

2 ページから 7 ページまでの説明は省略させていただきます。

8 ページをお開きください。

それでは、歳入から説明いたします。

2 款. 使用料及び手数料、1 項. 使用料、1 目. 公共下水道使用料 6,630千円の増額でございますけれども、主なものは、当初見込みより現年分の使用水量がふえたことによるものでございます。

9 ページをお願いいたします。

3 款. 国庫支出金、1 項. 国庫補助金、1 目. 公共下水道費国庫補助金14,333千円の増額、これはN T T無利子貸付金分の補助金で、平成17年度から18年度分の繰り上げ償還分でございます。

10ページ、4款．繰入金、1項．一般会計繰入金、1目．一般会計繰入金10,741千円の減額は、説明欄のとおり、それぞれ事業費の確定によるものでございます。

11ページをお願いいたします。

6款．諸収入、1項．延滞金・加算金及び過料、2目．過料の増は、下水道条例第32条の規定によるものでございます。

12ページの6款．諸収入、2項1目．雑入 2,671千円の増額は、1節．消費税還付金の確定によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

7款．市債、1項1目．公共下水道事業債12,300千円の減額でございますが、これは起債対象事業費の確定によるものでございます。

次に14ページ、歳出について御説明いたします。

1款．公共下水道費、1項．公共下水道管理費、1目．総務管理費 1,183千円の減額、主に13節．委託料で下水道台帳作成委託料の決算見込みによるものでございます。

2目．維持管理費につきましては、15節．工事請負費の減額、これも工事費の確定によるものでございます。

3目．浄化センター費、これにつきましては、13節．委託料を 500千円増額いたしておりますが、流入水量の増加に伴い脱水ケーキの増加が見込まれるために増額をお願いするものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

1款．公共下水道費、2項．公共下水道建設費、1目．建設事業費でございますが、12,899千円の減額をいたしております。主に、13節の委託料から22節の補償補填及び賠償金までそれぞれ事業確定によるものでございます。

16ページ、2款．公債費、1項1目．元金14,333千円の増は、歳入で説明いたしましたN T T無利子貸付金の平成17年度、18年度2カ年分を繰り上げ償還するものでございます。

2目の利子 437千円の増につきましては、長期債利子の確定によるものでございます。

17ページ、予備費でございますが、これは調整費用として計上いたしております。

18ページから24ページに給与費明細書、25ページに地方債に関する調書を添付しておりますが、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第13号 平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第13号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第14号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第7. 議案第14号 平成16年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

議案第14号 平成16年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入予算の組み替えと、歳出では事業費の確定による減額補正を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条第1項 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,483千円といたすものでございます。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページでございますけれども、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

詳細につきましては、予算に関する説明書で御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款1項1目. 不動産売払収入は、谷田工場団地売却見込みが立たないこととなりましたので、14,377千円を減額するものでございます。

7ページをお開きください。

2款1項1目. 一般会計繰入金は、未売却に伴います財源調整として一般会計から繰り入れをお願いし、14,358千円を増額するものでございます。

8ページをお開きください。

3款1項1目. 繰越金2千円は、平成15年度からの繰り越し分を今回計上するものでござ

います。

次に、歳出でございますが、9ページをお開きください。

1款1項1目、工業用地取得造成分譲費は、事業費の確定に伴う減額でございます。

次に、10ページをお開きください。

2款1項1目及び2目、元金及び利子につきましては、財源内訳の組み替えということで計上をいたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第14号 平成16年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第14号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第15号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第8、議案第15号 平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

議案第15号 平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

議案書は20ページですが、別冊の補正予算書で御説明いたします。

今回の補正は今年度最後の補正ということで、2月診療分までの所要額見込みにより、それぞれ増減調整して予算の補正をいたしております。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,069千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,371,021千円といたしております。

補正の内容につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、1款1項. 国民健康保険税、1目. 一般被保険者国民健康保険税、2目. 退職被保険者等国民健康保険税は、各節でそれぞれ増減額いたしておりますが、最終的には被保険者数の増により17,500千円の増額をいたしております。

9ページをお願いいたします。

3款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金、2目. 療養給付費等負担金は、現年度分で11,340千円、過年度分で 5,353千円を減し、 1,063,070千円といたしております。高額療養費は見込み増で、老人保健医療拠出金の確定による減であります

3目. 高額医療費共同事業負担金は 140千円を追加し、15,614千円といたしており、高額医療費拠出金の確定によるものです。

10ページですが、同じく2項. 国庫補助金、1目. 財政調整交付金は 3,776千円を追加し、425,986千円といたしております。

11ページをお願いいたします。

4款1項1目. 療養給付費交付金、現年度分は16,916千円減し、 363,321千円といたしております。これは医療費に係る交付金であります。

12ページですが、5款1項. 県負担金、1目. 高額医療費共同事業負担金は 140千円追加しておりますが、高額医療費拠出金の確定によるものであります。

13ページをお願いいたします。

6款1項1目. 共同事業交付金は 740千円減し、54,260千円といたしております。これは高額医療費共同事業交付金として国保連合会からの交付金でございます。

14ページですが、7款. 財産収入、1項. 財産運用収入、1目. 利子及び配当金39千円を追加しております。

15ページをお願いいたします。

8款. 繰入金、2項. 他会計繰入金、1目. 一般会計繰入金は 6,129千円を追加し、329,299 千円といたしております。国保財政支援対策で 5,899千円、乳幼児医療費助成関連で 230千円の増であります。

16ページですが、10款. 諸収入、1項. 延滞金・加算金及び過料、5目. 過料は94千円を追加いたしております。

17ページをお願いいたします。

同じく10款2項1目. 預金利子は49千円の減でございます。

18ページをお願いいたします。

同じく10款3項. 雑入、1目. 被保険者第三者納付金は2,267千円を追加し4,267千円、2目. 退職被保険者等第三者納付金は840千円減し160千円、それから、4目. 退職被保険者等返納金は84千円を追加いたしております。

19ページをお願いいたします。

次に、歳出ですが、1款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費は5,612千円の減で、主には人件費の減でございます。

20ページをお願いいたします。

3項. 徴税費、1目. 賦課徴収費は992千円の減で、納税組合報奨金の確定によるものがあります。

21ページをお願いいたします。

2款. 保険給付費、1項. 療養諸費でございますが、2目. 退職被保険者等療養給付費に32,000千円を追加し461,787千円、5目. 審査支払手数料に900千円を追加し9,637千円といたしております。

1目. 一般被保険者療養給付費及び4目. 退職被保険者等療養費は、財源の組み替えでございます。

22ページですが、2款2項. 高額療養費、1目. 一般被保険者高額療養費に4,000千円を追加し、2目. 退職被保険者等高額療養費に3,000千円を追加し、補正後の額を202,989千円といたしております。

23ページをお願いいたします。

4項1目. 出産育児一時金に6名分の1,800千円を追加いたしております。

24ページですが、5項1目. 葬祭費は150千円を追加いたしております。

25ページをお願いいたします。

3款1項. 老人保健拠出金、1目. 老人保健医療費拠出金は32,352千円減し746,669千円、2目. 老人保健事務費拠出金は1,043千円減し、11,994千円といたしております。これは支払基金に支払うもので、確定によるものです。

26ページですが、5款1項. 共同事業拠出金、1目. 高額医療費拠出金に561千円を追加いたしております。

27ページをお願いいたします。

6款1項. 保健施設費、2目. 療養費は294千円減し6,231千円、3目. 保健推進費は報償費で20千円の減で、健康優良家庭表彰の不用額でございます。

28ページですが、7款1項1目. 基金積立金は39千円を追加いたしております。

29ページをお願いいたします。

8款1項. 公債費、1目. 利子は274千円を減額いたしております。

30ページですが、9款. 諸支出金、1項. 償還金及び還付加算金、3目. 償還金は6,932

千円減し、4,147千円といたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第15号 平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第15号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第16号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第9 議案第16号 平成16年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手讓二君）

議案第16号 平成16年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

議案書は21ページですが、別冊の補正予算書で御説明いたします。

今回の補正は、昨年12月の補正予算で風邪、インフルエンザの発生を見込んで医療費や高額療養費の増額補正をいたしておりましたが、2月診療分までの見込みから、今回予算の減額補正をいたすものであります。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成16年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第3号）。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,090千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,887,809千円とするものであります。

補正の内容につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款1項. 支払基金交付金、1目. 医療費交付金、現年度分を30,892千円減額し、2,365,664千円とするもので、診療費及び高額医療費の減と医療費支給費の増であります。

2目. 審査支払手数料交付金、現年度分を1,343千円減額し、16,384千円とするものであります。

7ページをお願いいたします。

2款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金、1目. 医療費負担金、現年度分を12,698千円減額し、997,648千円とするもので、診療費及び高額医療費の減と医療費支給費の増であります。

8ページですが、3款. 県支出金、1項1目. 県負担金、現年度分を3,180千円減額し、245,384千円といたしております。

9ページをお願いいたします。

4款. 繰入金、1項1目. 一般会計繰入金は3,477千円を減額し、261,222千円といたしております。診療費、事務費の減、医療費支給費、高額医療費の増であります。

10ページですが、6款. 諸収入、3項. 雑入、1目. 第三者納付金は、2,500千円を減額いたしております。これは交通事故に係るもので、繰越分で1,500千円、現年度分で1,000千円の減であります。

11ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費は295千円減額し、15,834千円といたしております。人件費の増と共同電算処理手数料、医療費通知事務手数料等の見込みによるものであります。

12ページですが、2款1項. 医療諸費、1目. 医療給付費は51,255千円減額し、3,781,496千円といたしております。診療費、訪問看護療養費の見込みによる減、2目. 医療費支給費は1,206千円増額し、30,173千円とするもので、これはコルセット及び標準負担額差額等の増、柔道整復費の減でございます。

3目. 審査支払手数料は1,343千円減額し、16,385千円とするもので、支払基金、国保連合会委託の見込みによる減であります。

4目. 高額医療費は2,403千円減額し、27,821千円といたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第16号 平成16年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第16号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第17号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第10. 議案第17号 平成16年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

議案第17号 平成16年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

別冊の補正予算書によって説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24,526千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,060,216千円とするものでございます。

これは決算見込みによるものでございまして、内容につきましては、4 ページ以降の事項別明細書のとおりでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いをいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第17号 平成16年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）につい

ては、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第17号は提案のとおり可決されました。

日程第11 議案第18号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第11. 議案第18号 市道の路線変更についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

議案第18号 市道の路線変更につきまして御説明させていただきます。

市道の路線変更につきましては、道路法第10条第3項の規定により議会の議決をお願いいたしますのでございます。

今回、市道の路線変更をお願いする路線は1路線で、今年度道路整備が終了し、道路が延長されたことに伴い終点が変更になりますので、路線変更をお願いするものでございます。

議案書は23ページですが、説明資料の12ページで説明させていただきます。12ページをらんください。

この説明資料でお示しいたしておりますのは、北が浜川で南が新方で、緑で塗っておりますのが国道 207号とそのバイパスという箇所を表示いたしております。

今回路線変更をお願いいたしますのは、図面上、黄色で示しております市道 524号土井通線でございます。ピンクで表示いたしております箇所を整備いたしましたので、終点の変更をお願いいたしますのでございます。

この土井通線は、現在、終点を南舟津のポンプ場の潮遊び南西側の鹿島市浜町字北舟津甲 553番5地先といたしておりますが、平成12年度に着工いたしました延長90メートル、幅7メートルの道路整備が完了いたしましたので、終点を北舟津側から新浜大橋を渡り、鹿島市漁業協同組合西側の交差点付近である鹿島市浜町字南新地1707番地先に変更をお願いいたしますのでございます。

なお、この路線変更につきましては、市道認定委員会を経てお諮りをしているところでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第18号 市道の路線変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第18号は提案のとおり可決されました。

日程第12 議案第19号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第12. 議案第19号 公有水面埋立によって新たに生じた土地の確認についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

それでは、議案第19号 公有水面埋立によって新たに生じた土地の確認について説明をいたします。

議案書は24ページをお願いいたします。

平成元年12月27日付の埋立免許が出されてから漁港施設用地として埋立造成を行ってまいりました飯田漁港につきましては、平成17年1月19日に公有水面埋立法の規定による竣工認可を受けたところでございます。

このように市町村の区域内に新たに土地が生じたことについて確認をしようとするときは、地方自治法第9条の5第1項の規定により議会の議決を必要とするため、審議をお願いするものでございます。

次に、説明資料の13ページをお開きください。

埋立地の場所ではありますが、図面上で太線で囲んだところでございまして、ちょうど肥前飯田駅前の国道207号線沿線の一帯となります。面積は1万2,256.71平米で、太線で囲んだ部分の総事業費は199,333千円となっております。

以上、説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第19号 公有水面埋立によって新たに生じた土地の確認については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第19号は提案のとおり可決されました。

日程第13 議案第20号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第13. 議案第20号 公有水面埋立に伴う字の区域の変更についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

それでは、議案第20号 公有水面埋立に伴う字の区域の変更について御説明をいたします。議案書は25ページでございます。

先ほど可決いただきました新たに生じた埋立地については、隣接する大字飯田字飯田搦に編入することとしております。

このように字の区域を変更しようとするときは、地方自治法第 260条の規定により議会の議決が必要となりますので、審議をお願いするものであります。

以上、簡単であります。説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第20号 公有水面埋立に伴う字の区域の変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第20号は提案のとおり可決されました。

これをもちまして、本日の日程を終了いたします。

明11日から13日までは休会とし、次の会議は14日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

午後 3 時32分 散会